令和３年３月９日招集

第２回若桜町議会定例会会議録

（令和３年３月１７日）

若桜町議会事務局

令和３年第２回若桜町議会定例会（第３号）

<table>
<tr><td>招集年月日</td><td colspan="4">令和３年３月１７日</td></tr>
<tr><td>招集の場所</td><td colspan="4">若桜町役場（若桜町議会議場）</td></tr>
<tr><td>開　　会</td><td colspan="4">午前９時２０分</td></tr>
<tr><td rowspan="5">応招議員</td><td>１番</td><td>梶　原　　明</td><td>６番</td><td>前　住　孝　行</td></tr>
<tr><td>２番</td><td>青　木　一　憲</td><td>７番</td><td>中　尾　理　明</td></tr>
<tr><td>３番</td><td>山　根　政　彦</td><td>８番</td><td>山　本　晴　隆</td></tr>
<tr><td>４番</td><td>山　本　安　雄</td><td>９番</td><td>川　上　　守</td></tr>
<tr><td>５番</td><td>小　林　　誠</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>不応招議員</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">出席議員</td><td>１番</td><td>梶　原　　明</td><td>６番</td><td>前　住　孝　行</td></tr>
<tr><td>２番</td><td>青　木　一　憲</td><td>７番</td><td>中　尾　理　明</td></tr>
<tr><td>３番</td><td>山　根　政　彦</td><td>８番</td><td>山　本　晴　隆</td></tr>
<tr><td>４番</td><td>山　本　安　雄</td><td>９番</td><td>川　上　　守</td></tr>
<tr><td>５番</td><td>小　林　　誠</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>欠席議員</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">地方自治法第１２１条の規定により、説明のため会議に出席した者</td><td>町　　長</td><td>矢部　康樹</td><td>教　育　長</td><td>新川　哲也</td></tr>
<tr><td>副　町　長</td><td>盛田　聖一</td><td>教育委員会次長</td><td>谷口　国彦</td></tr>
<tr><td>総務課長</td><td>藤原　祐二</td><td>町民福祉課長</td><td>小林　貴之</td></tr>
<tr><td>農林建設課長</td><td>竹本　英樹</td><td>保健センター所長</td><td>山根　葉子</td></tr>
<tr><td>にぎわい創出課長</td><td>川戸　康之</td><td>ふるさと創生課長</td><td>谷本　　剛</td></tr>
<tr><td>税務課長</td><td>前田　弥生</td><td>出納室長</td><td>上川　恭子</td></tr>
</table>

会議の顛末
（３月１７日　一般質問）

議長（川上守）
　おはようございます。
　ただいまの出席議員数は９人です。
　定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
議事日程の報告
　本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
日程第１
　一般質問を行います。順次質問を許します。
３番、山根政彦議員。

議員（山根政彦）
　皆さん、おはようございます。３番、山根政彦でございます。本日傍聴においでの皆様、インターネット中継でご視聴の皆様、ありがとうございます。
　初めに、このたびの新型コロナウイルス感染症により罹患された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。また、医療の最前線で新型コロナウイルス感染症に立ち向かう、医師や看護師をはじめとする医療従事者の皆様には、心より感謝申し上げます。
　さて、その新型コロナウイルスに大きな影響を受けている観光業界でありますが、町の観光の中心でもあります氷ノ山スキー場は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を取り、安心観光飲食エリアとして安心してご来場いただける体制を整え、多くのお客様に喜んでいただけたというふうに思っております。
　また、オープンから積雪にも恵まれるとともに、県が行ったキャンペーンなどにより、来場者数が約３万８千人となり、過去１０年では最高の来場者数になりました。地元地域の人たちの努力はもちろんですが、行政のバックアップの力を強く感じたシーズンでした。
　若桜の長い冬も終わり、日に日に日差しが温かく感じられる季節になりました。外で人に会う機会も増え、町の景色も冬の間じっと我慢していた草木も色がつき始め、町全体に緑色があふれ出し、また、町民の方の笑顔もあふれ出し、町に活気が戻って来るような季節に感じられます。
　それでは、通告しております質問を順次させていただきます。町長の施政方針でもあった任期４年の最終年となり、この最後の１年は任期の総まとめと述べられましたが、私も町長と同じで任期４年の最終年で、今年は任期の総まとめを行う年と思っております。
　そんな中、本日は、私の今期行った一般質問の進捗の状況を聞いていき、町民に対しての約束を守っていきたいというふうに思っております。
　まず、初めに、農産物の集荷・流通システムの構築についてお尋ねいたします。平成３０年６月議会定例会をはじめ、３回にわたり農産物の販売などの集荷・流通システムの構築について質問をしました。その際、３回の答弁とも、高齢者の生きがいづくりに必ずつながると思うので、ぜひ取り組みたいと答弁をいただいていますが、現在の進捗状況をお伺いいたします。

議長（川上守）
　答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）
　平成３０年６月議会定例会をはじめ、３回にわたり農産物の販売などの集荷・流通システムの構築について質問しました。その際、ぜひ取り組みたいと答弁をいただいておりますが、現在の進捗業況を伺いますとのご質問でございますが。
　山根議員からは、平成３０年６月、令和元年６月、令和２年３月の一般質問において、「高齢者農家の所得向上と生産意欲の向上を図るため、米に限らず農産物の新たな流通シ

ステムを考える必要性」についてのご質問をいただきました。
私は、当初から、地産地消も含めて地元の農産物を集め、その農産物を流通させていくことが、農家の皆さんや高齢者の皆さんの生きがいづくりの一つになるものと考えておりますので、農産物の集荷・流通システムの実現に向け、努めていきたいと答弁をさせていただきました。
今回のご質問にございます進捗状況についてですが、現時点においても、進展がある状況に至っていないのが現状でございます。
現在の町内の状況を調べて見ますと、生産者が農産物をＪＡ若桜支店に持ち込み、集荷便により市内販売する取組に参加されている方、トスク若桜店で販売されている方、また、道の駅若桜に持ち込み、販売されている方がそれぞれいらっしゃると伺っております。
高齢化に伴う体力の低下や自家用車などを利用した集荷が難しい方に対して、販売元における集荷体制ができないかを模索しているわけでございますが、自家消費野菜が主となっており、少量多品目が本町の農業の特徴でありますので、販売元においては、安定的な集荷が見込めず、限られた職員の中で人員を割いて集荷業務を行うことが難しい状況でございます。
前回の質問にもございました、バス停に置かれたコンテナをバスに積み込むなどの集荷体制の案につきましても、検討が進んでおりませんが、県内のある町では、この４月から、民間のバス会社と特産品の販売店が連携した集荷事業を始められると伺っておりますので、少し様子を見て経営状況や問題点などを伺ってみたいと思います。
その辺りも踏まえ、県内の事例を参考にしながらＪＡ、トスク、道の駅の取組を基に、効率的・効果的な集荷機能を組み合わせることができないか、引き続き検討し、農家の方々への選択肢の一つとして提案できる形を模索してまいりたいと考えているところでございます。

議長（川上守）
山根政彦議員。

議員（山根政彦）
この質問をしたときには個人農家の、さっきも町長が言われたように所得の向上、もう一つはこの個人農家の中でも高齢者の方の、その生産者というのは消費者に食べていただいて、お金じゃないんですよね。食べていただくことの喜びを感じるのが生産者なんですが、そこら辺で高齢者の生きがいにつながるんじゃないかというようなことでこの提案もしております。
また、道の駅、先ほど言われましたけど、なら、道の駅にどれだけの若桜の、若桜産の野菜などがあるんか、ほんとに少ないんですよ。それを何とか小さな個人農家のおじいさん、おばあさんが作るものを１つでも２つでも若桜の道の駅に集めることができんかな、というようなことで、この提案を平成３０年からずっとやってきました。
それで、町長は、この提案に対してものすごく前向きに取り組んできてもらったというふうにも思いますし、３回の質問の中でも、前向きな答弁をいただいたというふうに思っております。ほんとに今までこうやってこのことが進んでないのが、本当に残念だという気持ちでいっぱいです。
それで、先ほどもありましたけど、２月１４日の日本海新聞に、日野町が、自分がこうやってずっと提案してきたことが行われます、この４月から。もうとっても残念です。それで、何で若桜町でこれができんかったというのが、ほんとで悔しく思っております。
先ほど、いろいろな農産物はＪＡを通してとかいろいろあるというふうに言われましたけど、これちょっと私ごとになるんですが、

昨年の氷ノ山で「ＧｏＧｏバーベキュー」をしていただきました。この際に若桜産をなるべく使おうということで、当然、肉関係も当然ですけど、野菜もなるべく若桜産を使おうということで、自分もずっと知り合いの農家さんを回って、最後の最後まで若桜の野菜を使ってきました。

やればできるんですよ。そんな JAがどうたらこうたらじゃなくて、要はやる気があるかないかだというふうに思っております。

そこら辺で、再度もう一遍、今年１年しっかり検討されるかどうかということをお聞きしたいというふうに思いますけど。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

山根議員からのご質問でございますけれども、やはり何回も私も言っておりますけど、やはりこの農産物を出荷していただくということや、高齢者の生きがいづくりにも間違いなくこれつながると、私も大賛成ございまして、それであとは出荷体制の構築というところで今、実は止まっております。

それで、今回、日野町の方では、バス会社の方が委託を受けてされるわけなんですけど、そのバス会社の方とも折衝のほうはしたんですけど、なかなか進んでいかなかったという現状がございます。

それで、今まだ下話なんですけども、吉川の地域コミュニティタクシーを今走っていただいておりまして、それを活用して野菜を運ぶ貨客混載ができないかというものを、今実は話をさせていただいております。それで、年度を越しましたら吉川の関係者の皆さん、それから道の駅、あと町の役場のほうとが一緒になって協議をしながら、どういう形でやっていくのがいいのかっていうものをぜひ話を進めてまいりたいというふうに、今、思っておるところでございます。

議長（川上守）

山根政彦議員。

議員（山根政彦）

今、町長に答弁いただいてそれを今年１年ね、しっかりちょっと前向きに、町長もこの案に対しては賛同してくれていただいておると思いますんで、しっかり前に進めていっていただきたいなというふうに思います。

次の質問に移ります。氷ノ山グラウンド、仮称になりますが、このことについて質問をさせていただきます。令和元年６月議会定例会において、氷ノ山グラウンド整備をどのように進めるか、また、完成時期についての質問をいたしました。

町長は、令和３年度着工し、令和５年度には供用開始ができるように進めたいと答弁されていますが、現在の進捗状況をお伺いいたします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

氷ノ山のグラウンド整備についての進捗状況を伺いますのとご質問でございますが。

氷ノ山は町の主要観光スポットであり、冬はスキー、夏はキャンプ、登山といった印象が強いものと思います。しかしながら、昨年度の雪不足時は氷ノ山のスキー場関連事業者全体に大きな打撃となりました。スキー人口が減少する中で、雪頼みの経営の限界を痛感したところでございます。

一方で、グリーンシーズンの集客については長年の課題となったままであり、スキー場関連の事業者の数も減少を続けており、オールシーズンで集客できる観光地へ変わっていかなければ、観光地としての存亡に関わる時

代になってきたと言わざるを得ません。
　幸い今年度のウインターシーズンは、スキー場開きから多くの積雪に恵まれ、氷ノ山観光業者組合様をはじめとした様々な取組の効果もあり、コロナ禍において近年にないほどの多くのお客様でにぎわっています。
　特に、これまで少なかった平日の集客は格段に増加しましたし、町営バスに乗りきれないほどのスキーヤーが訪れており、若い方をはじめとした新たな顧客層の獲得につながったと認識しております。
　グリーンシーズンにつきましては、バーベキューやＥ－Ｂｉｋｅなどの新たな魅力の創出を進めており、民間のアイデアを活かすための補助事業なども新設してきたところでございます。
　いずれにしましても、氷ノ山のオールシーズン化には今まで氷ノ山に来られていない顧客層の獲得が必要不可欠であり、先ほど申し上げたような新たなニーズの掘り起こしを続けていかなければいけないと考えております。
　さて、その氷ノ山グラウンドの整備の進捗状況について、山根議員からご質問をいただきました。集客面で氷ノ山の新たな魅力となり、地元の方々にも親しんでいただける施設となるよう、財源確保も併せて検討を重ねてまいりました。
　そうした中で、鳥取県サッカー協会の補助金を活用し、芝生化するグラウンド整備が可能であることが分かりました。しかし、天然芝で行った場合、管理に費用がかかるほか、冬季は積雪により管理することができないなど、氷ノ山にはなじまない部分もあるため、人工芝のサッカー場を主とする、多目的グラウンドとして整備することを検討しております。
　前例といたしまして、湯梨浜町の東郷運動公園や大山町の鳥取県フットボールセンターの人工芝サッカーグラウンドの現状についてお伺いしたところ、年間の利用者数は約３万人とのことで、特に大山については、人工芝に変えてから利用者が大きく増加したとのことです。
　サッカー以外にもラグビーなどの他種目での活用や、地元行事などでの活用など、その用途は様々であり、多くの集客が見込めるものと考えております。
　現在の想定では、令和３年度当初予算で測量設計費を計上させていただいており、その後、補正予算にて予算担保を取った上でサッカー協会補助金を申請し、２か年で工事を行い、令和４年秋の供用開始を想定しております。
　なお、スケジュールは補助金活用を前提としたものであり、現時点ではサッカー協会補助金の活用が最善であると認識しているところでございます。
　今後、地元説明をさせていただき、ご理解とご協力を得ながら、地域の方をはじめ、多くの方が利用することができる施設となるよう進めてまいりたいと考えておりますので、ぜひご協力のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）
　山根政彦議員。

議員（山根政彦）
　これからね、町長の所信表明でも、この氷ノ山グラウンドについては言っておられて、町長の強い意欲を感じているところでもございます。それで、ちょっと町長の所信表明の中で、ちょっとグラウンドに対しての住民との認識の違いがあるように思ったんですよ。
　町長は、「若桜氷ノ山トンネルの残土置場として利用されていた、氷太くんの横の広場」というふうに言われたんですけどね、ちょっとこの氷太くんのグラウンド、氷ノ山グラウンドが、トンネルの残土を上に上げたというような経緯、これまで何年もかかっております。この経緯を町長はご存知ですか。

議長（川上守）
答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）
大変申し訳ないですが、詳しいことは理解しておりません。

議長（川上守）
山根政彦議員。

議員（山根政彦）
これには、長い年月がかかっております。そもそもグラウンドを拡張するために、集落が反対したにも関わらず、グラウンドにトンネルの残土を上げたんですよね。
グラウンドの下には棚田があったり、その棚田の地形を、山の地形を変えることによって棚田に影響があるのを心配して、集落は反対いたしました。
でも、町が早急にグラウンドの整備を行って、氷太くんの集客につなげたいということで、集落は最後には協力するようになった、そういうような経緯があるんです。
何度も言いますけど、町がグラウンドを拡張するために残土を上げたんです。その中には土地の所有者、そして集落の協力があったのを忘れんでいてほしい。
それと、前町長や歴代の担当者が、集落に何度も上がって頭を下げて取り組んできた事業なんです。そこら辺でこの数年間、集落に説明会を、このグラウンドに対しての説明会を、これまでされてきましたかお伺いします。

議長（川上守）
答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）
この件につきましては、何回も上がっての説明会というのはしておりません。ただ、一度上がったときに、このグラウンドの使用目途についての方針が決まったら、またそのときには協議をさせてくださいという話はさせていただいております。

議長（川上守）
山根政彦議員。

議員（山根政彦）
この氷ノ山グラウンドが、こうやって町長の案でいろいろな、いい案になりつつあるなというふうには思います。早く供用開始になればいいなというふうには思いますけど、これまでのそういう経過というものを十分に頭に入れられて、この事業を取り組んでいただきたいというふうに思います。
それと、この質問のときに氷ノ山グラウンドともう１つ、第２残土処理場、集落の下に広場を造るというような計画で行っております。そのときに、「氷ノ山あり方検討委員会で検討する」というふうに言われたんですが、これは、第２処分場の、集落の下の広場の検討はこれまでされていますか。

議長（川上守）
答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）
集落下の第２処分場の検討についてはまだできてない、大変申し訳ないですけど。これから進めさせていただきたいと思います。

議長（川上守）
山根政彦議員。

議員（山根政彦）
この第２残土処理場も、いろいろな経過があるんです。ですから、ここら辺も前の担当者、これまでの経緯を十分聞かれて早急に対応していただきたいなというふうに思います。

次の質問に移ります。旧峇米分校の活用についてお尋ねいたします。

令和元年９月議会定例会において、旧峇米分校を氷ノ山リゾートと併せて活用していくことを考えておられないか、質問をいたしました。町長は、分校は集落の拠点施設であり、まずは地元の考え方を聞かせてもらい、一緒に考えていきたいと答弁されましたが、現在の進捗状況をお伺いします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

旧峇米分校の活用について、現在の進捗状況を伺うとのご質問でございますが。

平成８年に新築した旧峇米分校は少子化に伴い、平成２１年度から休校しておりましたが、平成３０年１２月に廃校といたしました。

その後、平成３１年３月定例会一般質問におきまして前住議員から、令和元年９月定例会一般質問におきまして山根議員から、今後の施設の活用方法についてご質問をいただきましたが、旧峇米分校は地元の方の思い入れがあり、集落の拠点となる施設であると考えておりますので、まずは、地元の方で十分に協議をしていただき、活用についてのご意見をお聞かせ願いたいと答弁をさせていただきました。

その答弁に対しまして、山根議員からは、町としての活用方法も示した上で、しっかり地元地域と協議を重ね、より良い活用方法を進めてほしいとの意見を頂戴したところでございます。

さて、ご質問の現在の進捗状況についてでございますが、令和元年７月に地元自治会に対しまして、「地元の福利厚生及び地域振興に帰するものを優先する」、「施設の改修に係る費用及び維持・修繕費用は町が負担する」との「施設管理等の基本方針」をお示しした上で、施設の活用についての協議をお願いしているところでございます。

その後、町としての活用案をお示しすることができず、具体的な協議に至っていないのが現状でございますが、非常に重要な案件であると認識しておりますので、改めて施設管理等の基本方針をご説明させていただき、地元の方とともに活用方針等、検討してまいりたいと考えております。

なお、以前にもご答弁させていただいているところですが、「地元としてどのように使いたいのか」というようなことがございましたら、ぜひその案についてもお聞かせ願いたいというふうに思っております。

議長（川上守）

山根政彦議員。

議員（山根政彦）

町長が言われるように、集落はやっぱりあそこの旧分校に対しての思い入れっていいますか、そういうものはやっぱり強いんで、集落のご意見を聞きたいと言われるのは当然、それはありがたいことだというふうに思いますが。

やはり、ここは休校から廃校にして何年もなります。町としてのリーダーシップがいるんじゃないかなと、ある程度、町の考え方をまとめていただいて、集落のほうに言うのも１つの手だなというふうにも思います。

この件は町長も覚えられているというふうに思いますけど、任期中にこの活用に対しては決めていくんだというふうに、町長と私は、選挙期間中に峇米集落の皆さんの前で約束した事項です。しっかりこの１年で峇米分校の利活用については、しっかり決めていきましょう。

町長（矢部康樹）

はい。

議員（山根政彦）

次の質問に移ります。国道２９号のゆずりゾーンの設置に係る要望についてお尋ねいたします。平成３０年１２月議会定例会において、国道２９号に「ゆずりゾーン」を何箇所か設置していただきたい旨の要望を国土交通省へ行ってはという質問をしました。

これは、町外に勤務する人の利便性、さらには若い方の定住を図る上でも大切であると思います。町長はしっかり要望したいと答弁されましたが、現在の進捗状況をお伺いいたします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

国道２９号線に「ゆずりゾーン」を何箇所か設置していただきたい旨を国土交通省へしっかり要望したいと答弁されましたが、現在の進捗状況を伺いますとのご質問でございますが。

平成３０年の１２月定例会において、山根議員より、「多くの方が町外に職を求められており、利便性を図るなどして応援する施策も必要と思います。例えば国土交通省へ国道２９号線に「ゆずりゾーン」を何箇所か設ける要望も利便性を図る上では大切と考えますが、所見を伺います」というご質問がございました。

私も国道２９号は、住民にとって重要な道路であり、地域が発展する上で利便性をさらに高める対策は必要と認識しております。渋滞緩和の取組について八頭町と話をしているところであり、できるだけ早期に解消できるよう国土交通省へお願いすると答弁させていただきました。

県道河原インター線が供用開始されたことにより、通勤、帰宅等の渋滞は一部緩和されたものの、旧郡家町内や津ノ井バイパスにおきましては、依然、渋滞が激しい状況にございます。

これを踏まえまして、令和２年７月３１日に鳥取市と八頭町、若桜町が連携を取り、「国道２９号津ノ井バイパス全線の４車線化」について鳥取河川国道事務所長へ要望書を提出したところでございます。

これは、国道２９号津ノ井バイパス西大路交差点より八頭町側は、出勤車両等による渋滞が一番激しいところでございますし、西大路交差点の先には鳥取市立病院がございます。防災・緊急医療活動の支障とならないためにも、早急な整備が必要ですので、１市２町で要望したものでございます。

この要望に対しまして、国土交通省鳥取河川国道事務所からは「利用状況を勘案しながら関係自治体と協議をする」というご回答をいただいておりますので、今後も１市２町が連携を取りながら粘り強く要望してまいりたいと思います。

いずれにしましても、誰もが若桜から鳥取区間の移動時間は少しでも短縮したいと望んでおられると思いますので、国道２９号沿線の自治体が協力をして、ゆずりゾーンも含めて、緊急度の高い場所から順に国へ働きかけてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（川上守）

山根政彦議員。

議員（山根政彦）

２９号線、町長もその重要性っていいますか、それは認識されているというふうに思っておりますし、町長自身も熱い熱意を持っておられるんじゃないかなというふうにも思います。

今、答弁いただいたものは郡家から鳥取側ですよね、津ノ井付近のところを４車線にし

て欲しいというような要望。
私が言っとるのは、若桜から郡家間までの間の区間に「ゆずりゾーン」を造っていただいたら、もっと時間的にも短縮できますし、ストレスを感じずに通勤もできるんじゃないかなというふうに思ってこの質問をさせていただいておりました。
それで、このゆずりゾーンっていうような形での要望は、これまでは全くされてないんですかね。八頭町ともその話はされてないんですか。

議長（川上守）
答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）
要望書という形ではございませんが、今、国土交通省の鳥取事務所長さん、毎月１回来ていただきまして、詳細についての要望であったり、お話をさせていただいております。
ただ、その八頭町と一緒になって、やはりここは要望活動をしないといけないとこなんですけども、八頭町にとっての重要度っていうのがやはり低いというのもございまして、なかなか一緒に要望ができていないのは現状でございます。
それで、今回、このゆずりゾーンはできなかったんですけども、高野前にあります防雪柵、あれの延長が、上高野のほうから宿内に向かってしていただくというのがほぼ決まりかけておるんですけども、逆に高野から反対方向に延ばすのはやはりどうしても八頭町区間になりますので、そこら辺の協議は必要だということで、そのことについても、八頭町の町長にもぜひ要望を一緒にさせてくださいというのはお願いをさせていただいているところですので、やはり必要なことにつきましては、やはり両町一緒になりまして要望していきたいというふうに思っておりますので、また、こういう場所がいいじゃないかという案がございましたら、またご提案のほう、お願いいたします。

議長（川上守）
山根政彦議員。

議員（山根政彦）
大部分は八頭町になってしまいますんで、若桜町でどうのこうのっていうのがいろいろ難しい面はあるかと思います。けど、若桜町だけの２９号じゃないわけで、やっぱり八頭町でも丹比やそこら辺もありますし、そういう利便性を、やっぱり八頭町とも一緒になってしっかり考えていただきたいというふうに思いますし、要望もしっかりやっていただきたいなというふうに思います。
次の質問に移ります。若桜町総合計画と若桜町総合戦略の策定についてお尋ねいたします。令和２年３月議会定例会の町長の施政方針において、総合計画策定を１年前倒しして総合戦略の策定と併せて行うことと述べられ、令和２年６月議会定例会において、そのスケジュールと策定方法を質問いたしました。
町長は、総合計画については３月議会定例会に提案、総合戦略については２月下旬には完成させたいと答弁されましたが、現在の進捗状況をお伺いいたします。

議長（川上守）
答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）
６月議会定例会で、総合計画については３月議会定例会に提案、総合戦略は２月下旬に完成させたいと答弁されましたが、現在の進捗状況を伺いますとのご質問でございますが。
ご存じのとおり総合計画については、目指すべき将来像やまちづくりの行動指針等を示す町の最上位の計画であり、現行の第９次後期計画は計画期間を平成２９年度から令和３

年度までの５年間に定め、平成２９年３月に策定いたしました。

総合戦略については、総合計画の方向性を踏まえた政策目標や具体的な政策を策定するものであり、現行計画は平成２７年から令和元年までのものを１年延長し、令和２年度までの計画となっております。

さて、昨年６月の議会定例会の山根議員からの一般質問に対し、「総合計画と総合戦略は関連する項目が多くあり、２つの計画の推進力を高めるためにも、次期総合計画の策定を１年前倒して、総合戦略の策定と併せて行うこととしたい」と答弁をさせていただきました。

第１０次総合計画の策定に向けまして、本年度は住民アンケートの実施や第９次後期計画に掲げた主要施策の進捗状況や課題の検証等に取り組んでまいりました。

また、それとは別に現在、懸案事項でありました第３次行財政改革に取り組んでおり、大綱については３月中に完成する見込みでございますが、この行財政改革は「持続可能な財政運営の推進」、「簡素で効率的な行政の仕組みづくりと人材育成の推進」、「町民協働によるまちづくりの推進」を基本方針に掲げており、具体的な取組内容を示す実施計画は、令和３年１１月頃の完成を予定しているところでございます。

第９次後期計画の中には「効率的・健全な行財政運営」についても盛り込まれており、主要施策として「行財政改革の推進」を掲げております。人口減少が加速化し、今後の財源不足が懸念される本町においては、人口減少対策や交流人口増加のための取組はもちろんのこと、既存の事務・事業の整理、合理化から必要な財源を捻出することが大変重要であり、総合戦略や行財政改革と整合性を取りながら、総合計画を作成することが必要であると考えております。

昨年６月の議会定例会の山根議員からの質問に対して、「１年前倒して総合計画を作成したい」と答弁しましたが、第３次行財政改革の実施計画を踏まえた総合計画とするため、策定に関する予算を来年度に繰り越して策定時期を延期し、計画期間を従来どおりの令和４年度から８年度までの５年間に設定し、令和３年度中に第１０次総合計画を完成させたいというふうに考えておるところでございます。

次に、第２期総合戦略についてですが、計画期間を令和３年度から令和７年度までの５年間に定め、人口減少対策と交流人口の増加を目的とした３つの基本目標を掲げ、議会常任委員会や、各種団体と住民の代表で構成される地方創生検討委員会において協議を重ねていただいており、現在は最終調整の段階となっております。

当初のスケジュールより若干の遅れはございますが、３月中には完成する予定でございますので、引き続き、議員の皆様のご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

山根政彦議員。

議員（山根政彦）

総合戦略の方は議会のほうに説明していただいて、ほぼ予定どおりのスケジュールで策定できているんじゃないかなというふうに思うんですけど、総合計画のほうはやっぱり結局その町長が思われとった前倒ししてというようなところはできなかったんですかね。

現在、この３月定例会で策定できてないというようなことは１年遅れて、従来の平成４年からになるというようなことで理解してよろしいですか。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）
　総合計画につきましては、１年前倒しということがちょっとできないと。先ほど申しましたように、行財政改革であったり、総合戦略等々の計画も若干遅れたこともありまして、来年度中に、必ずこの総合計画につきましては、策定をさせていただきたいというふうに思いますので、そしたらまた皆さんにご相談等させていただきますのでよろしくお願いいたします。

議長（川上守）
　山根政彦議員。

議員（山根政彦）
　前回のこの質問のときにも、行財政改革をせんといけんじゃないかと、それが始めじゃないかというような質問をしました。そのときには町長があんまりそれは必要ない、やるんだというような答弁いただいたんですけど、そこら辺は修正されたというような理解でよろしいですかね。
　また、そのときに総合計画の実施計画が必要なんじゃないかというような質問もさせていただきましたけど、そのときに町長は総合戦略があるけえ、実施計画はええと、いらんというような答弁されていますけど、今もその考え、変わりないですか。

議長（川上守）
　答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）
　実施計画につきましては、今回作ります総合戦略を基にやっていきたいと。
　当然、総合戦略１回作ったら終わりではございませんので、年間、毎年見直しをしながらやっていくということでございますので、そちらのほうを実施計画とさせていただきたいというふうに思います。

議長（川上守）
　山根政彦議員。

議員（山根政彦）
　総合戦略と実施計画とはちょっと違うと思うんですよ。総合戦略が総合計画の項目を全て網羅しとるというふうには僕は思いません。それで、やはり実施計画というのを作らんと何にもならんというふうに思いますけど、そこら辺は、また再度、担当課としっかり話をされて検討していただきたいというふうに思います。
　総合計画は町の最上位の計画ですので、庁舎内でもしっかり議論されて、そこにはやっぱり町長の思い、町長がこの町をどうしたいかというような思いが詰まったものにされんといけんというふうに思いますので、しっかりこの１年で議論して策定していただきますようにお願いいたします。
　次の質問に移ります。危機管理関係についてお伺いいたします。令和元年６月議会定例会において防災関連の質問をいたしました。
　一つ目に平成３０年７月豪雨の経験を活かし、防災関係機関・関係団体との防災訓練が必要と考えるが、これをどのように考え実施されるのかを質問したところ、初動マニュアルや避難所開設マニュアルを早急に明文化していきたいと答弁されました。
　また、若桜町地域防災計画が策定され、初動体制の整備で災害時活動マニュアルを作成し、職員の周知に努めるとされていますが、そのマニュアルが作成され、職員への周知に努められているのか質問したところ、早急に作成し、職員への災害時における役割分担表も作成し、職員へ周知して訓練・研修を重ねたいと答弁されましたが、現在の進捗状況をお伺いいたします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

令和元年６月議会定例会での防災関連の質問に対し、「初動マニュアル、避難所開設マニュアルや災害時における役割分担表を作成し、職員に周知する。」と答弁されましたが、現在の進捗状況を伺うとのご質問でございますが。

災害が発生した際、その後の対応の成否は初動の時点でどれだけ適切に対応できたかにかかっていると認識しております。そのためには、平時からの準備が大変重要であり、議員ご指摘の各種マニュアルは、最も有効な手段の１つであるというふうにも考えております。

ご質問のそれら各種マニュアル及び役割分担表の作成状況、周知や訓練等の進捗状況についてでありますが、令和元年６月議会定例会での議員からのご質問に対し、マニュアルの素案を作成中である旨、答弁させていただいたところでございます。

おおむね完成に近づいておりますが、特に避難所の開設、運営に関するマニュアルについては、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策を盛り込む必要があり、昨年９月に避難所開設訓練を実施したところでございます。

現在は、その際、課題となった点について修正を加えているところでございます。修正ができましたら、ほかのマニュアルと併せまして幹部会において協議するとともに、訓練等により検証を重ね、より実効性のあるものにしていきたいと考えているところでございます。

議長（川上守）

山根政彦議員。

議員（山根政彦）

ちょっと新型コロナウイルス対応も危機管理に関わることだというふうに思います。先ほどちょっと言われましたけど、新型コロナウイルス感染者が町内に確認された場合、どのような体制で対応されるか、また、その場合のマニュアル等は作成されているんですかね、お伺いいたします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

コロナウイルスの陽性者が若桜町内で発生をした場合でございますが、これにつきましては、保健所のほうで全て対応していくというふうに決まっております。

それで、保健所がもし対応できない部分があるとすれば、それを町に幾らか協力依頼がくるということで、主管は全て保健所中心でやっていくということになっておりまして、町の考えの中で動くというような部分は全くございません。

ただ、今度ワクチン接種が始まります。それで、集団接種をやっていくわけですけども、それにつきましては、やはり横断的な庁内の職員にお願いしながら、これ今、しっかり準備をしてやっていきたいというふうに思っております。

議長（川上守）

山根政彦議員。

議員（山根政彦）

今、答弁されたように、県の指示や保健所の指示があって町が動いていくというようなことがあるんかというふうには思いますけど、町は町でやっぱりちゃんとした危機管理のそういうマニュアルがあってもいいんじゃないかなというふうにも思います。

もう１つ、３年前にこの質問をしたとき、平成２９年４月に「災害時にトップがなすべ

き共同策定会議」が出されました。そのときにもちょっとお伺いしたんですけど、「トップがなすべきこと２４か条」読まれましたか。

議長（川上守）
答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）
この、なすべきこと２４か条、読ませていただきましたし、現在、引き出しの中にちゃんと保管させていただいて、いつでも見えるようにしております。

議長（川上守）
山根政彦議員。

議員（山根政彦）
どんなことが書いてありましたか、というようなことは聞きません。けどね、最近、先週ですか。３月の１１日に東日本大震災から１０年という節目の日でした。各テレビ局もいろいろ特集組まれて放送されていました。

やっぱり危機管理っていうのは、やっぱり究極的には人なんですよ。どれほど大量の資金を使って装置などを導入しても、やっぱり最後に動かすのは人なんです。やっぱり危機についてやっぱり日頃から意識して、そして認識を強め、知識を集めない限りにはやっぱり機械を設置しただけでは不測の事態に対応できません。

自治体の場合はそれに組織編成が加わって、あらかじめ危機に対応できる組織づくりをやっぱり考えていくということが、危機管理の最も大切なとこだというふうに思いますので、２４か条、僕、何度も読みました。怖いんですよ。トップにおること自体が怖く、日々怖くてしょうがないというような状況になります。

それだけやっぱりトップの責任というものは大きい。若桜町民の命、財産を守る責任が町長にはありますんで、そこら辺は、やはりリーダーとしてのところを一生懸命考えていただきたいなというふうに思います。

最後の質問に移ります。施政方針についてお尋ねいたします。町長が施政方針で「いよいよ任期４年の最終年となりました。この最後の１年は私の任期の総まとめとして、この３年間にまいてきた種を植えつかせる、または成長させるような施策を行ってまいりたいと思う」と述べられました。

これは、３年間の成果と反省の上での考えだというふうに思いますが、町長が３年前に掲げられた４つのマニフェスト、「若者が住みたくなるまちづくり」、「高齢者の皆さんが健康で生きがいを見つけながら安全安心に暮らせるまちづくり」、「にぎやか創出のまちづくり」、「農業・林業の振興による元気なまちづくり」の進捗を、３年経った今、どのように考えられているかお伺いいたします。

議長（川上守）
答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）
３年前に掲げられた４つのマニフェストの進捗を現在どのように考えているのか伺いますとのご質問でございますが。

私は、少子高齢化や人口減少問題など多くの問題が山積する中、将来にわたって町が存続していくよう人口減少に歯止めをかけるとともに、地域の活力を維持していくために、町民と行政が連携・協力し、例え人口が減っても、町民の皆様の生活を守る持続可能な環境整備が必要であると考え、「若者が住みたくなるまちづくり」、「高齢者の皆さんが健康で生きがいを見つけながら、安心安全に暮らせるまちづくり」、「にぎやか創出のまちづくり」、「農業・林業の振興による元気なまちづくり」の４つを政策目標に掲げ、３年前の町長就任以来、その目標達成に向け邁進しているとこ

ろでございます。
さて、ご質問のこれら政策目標の進捗状況についてでございますが、一つ目の「若者が住みたくなるまちづくり」に関してであります。
これは、若者が集い、出会い、語り合う場を創出し、存在感を示しながら他の世代の方々と融合することによって新しい文化をつくり出すことで、「新しい若桜」をつくるきっかけにしたいとの思いから掲げたものでございます。
現在、ＩターンやＵターンなど移住して来られた方々などが起業され、町にもにぎわいが戻りつつあります。また、今後の本町のあり方を検討する「未来ビジョンプロジェクト」にも多くの若い方にご参加いただき、協議を進めているところでございます。
二つ目の「高齢者の皆さんが健康で生きがいを見つけながら安心安全に暮らせるまちづくり」についてでございますが、本町の高齢化率は「超高齢社会」と言われる21%を大きく上回り、先月末現在で約48%、人口の約半数が６５歳以上の方となっております。
このような中、高齢者の移動手段の確保、健康寿命をいかに延ばすか、また、災害等からどう守るかを喫緊の課題と捉え、政策目標としたものでございます。
移動手段の確保においては、ドア to ドアを目指したコミュニティタクシーの試験運行を吉川集落において実施し、今後はその地域を広げていきたいと考えております。
また、健康づくり、生きがいづくりとしましては、旧池田小学校体育館に人工芝を敷設し、天候を気にせずグラウンドゴルフなど楽しんでいただける環境を整備いたしましたし、エゴマを活用した健康モニター事業のほうも、ただいま現在行っているところでございます。
安心安全対策としましては、各自治会や社会福祉協議会と協力し、支え愛マップの作成・更新や避難スイッチへの取組を行っているところでございます。
次に「にぎやか創出のまちづくり」についてでございますが、まずこれを実現するための部署である「にぎわい創出課」を設置いたしました。その上で、歴史的な町並みや観光列車を活用したツアーの創設や、駅周辺整備などにより、宿内を散策される観光客が増えてきていると感じております。
また、本町最大の観光資源でございます氷ノ山については、スキーシーズンだけでなくオールシーズン楽しむことができるメニューの創出が必要であり、県に財政支援をお願いし、制度化もしていただいたところでございます。
外国人観光客の誘致については、韓国や台湾のエージェントと進めていたところでございますが、ご承知のとおり新型コロナウイルス感染症の影響により、現在は中断をしているところでございます。
最後の「農業、林業の振興による元気なまちづくり」についてでございますが、農業部門におきましては、平成２９年２月に策定いたしました「若桜町がんばる地域プラン」に基づき、エゴマ搾油加工施設と精米施設を整備し、エゴマと若桜米の振興に取り組んでいるところでございます。
また、高齢化や担い手不足による荒廃農地の増加が危惧される中で、何とか、ほ場整備田だけでも守っていきたいという思いがあり、農作業の受託だけ行っておりました若桜農林振興も農業の担い手として協力をいただいているところでございます。
林業の振興につきましては、県東部の１市４町で連携し、千代川流域で林業成長産業化地域の選定を受けました。特に本町では、木造建築分野での利用拡大が期待されるＣＬＴへの地域材の活用や、地域材の付加価値の向上に取り組み、地場産業の競争力効果を達成するなど、千代川流域の林業成長産業化を牽引してまいりました。

また、国の支援が縮小され、整備の停滞が懸念されておりました林業専用道整備への独自支援や、県下でも先導的となる作業道補修への支援、さらには、林業従事者への就業支援などの新たな施策も打ち出し、林業・木材産業の推進に努めてまいりました。

町の面積の95%を占める森林は、森林所有者や林業関係者のみならず、町民にとってもかけがえのない財産であるとの思いから、平成３１年３月に「若桜町森林（もり）づくり条例」を制定、この条例の理念を具現化していくための「わかさ森林（もり）づくりビジョン」を間もなく完成予定でございます。

以上、当初掲げました４つの政策目標ごとの状況について、主なものを述べさせていただきました。

全体的な総括といたしましては、記録的な雪不足や新型コロナウイルス感染症など想定外の出来事もあり、思うように進めることができなかった感は否めないところがございますが、確実ににぎやかなで元気なまちづくりへの歩は進んでいるというふうに思っておるところでございます。

まだまだ多くの課題が山積しておりますが、課題解決に向けまして議員の皆様、町民の皆様と一緒になって考え、協力して取り組んでまいりたいと思っておるところでございます。

また、今定例会初日の施政方針でも述べましたが、各施策は「種をまいたもの」や「成長をさせていくもの」などが様々ございます。任期最終のこれからの１年で、より多く芽吹かせ、さらに花を咲かせることができるよう、誠心誠意努めてまいりたいと改めて決意をしているところでございます。

議長（川上守）

山根議員の一般質問を終了します。

暫時休憩します。

午前１０時２３分　　休　憩

午前１０時３５分　　再　開

議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般質問を許します。中尾理明議員。

議員（中尾理明）

おはようございます。日本共産党の中尾理明です。傍聴者の皆様、早朝よりお出かけくださり、ほんとにありがとうございます。さて、新型コロナウイルスの感染はいまだ収束の兆しは見えていません。コロナ禍の中、菅内閣が誕生して半年、安倍内閣以来問われ続けている森友、加計、桜を見る会の問題では、当時の内閣官房長官として、そして今、自らの長男も関係する総務省幹部接待などで問われる放送通信行政への疑惑では、現職の総理大臣として菅首相はこれら一連の問題の解明に重大な責任があります。

人のうわさも七十五日と決め込んでいるかもしれませんが、私は菅内閣発足直後発覚した、日本学術会議６人の会員任命拒否の暴挙を決して忘れてはならないと考えます。菅首相は「総合的・俯瞰的活動を確保する観点から判断した。推薦された方をそのまま任命してきた前例を踏襲してよいのか考えた」などと、理不尽にも６人の学者に冷や水をかけたまま、いまだ任命拒否の理由を説明していません。それを問われると、新しい学術会議の在り方を検討するなどとして論点をそらし続けています。

日本学術会議法第７条は、会員は日本学術会議の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命するとしています。これは、憲法第６条天皇は国会の指名に基づいて内閣総理大臣を任命するとの規定と同様の論理であると多くの識者が指摘していますが、前鳥取県知事片山善博早稲田大学教授は、任命拒否は前例を踏襲したのではなく、違法な任命を行ったのである

と痛烈に論評しています。

何事においても説明を尽くすことは民主主義の大原則です。国のトップが説明責任を果たさないまま、一連の問題に蓋をしてしまうようなことがあれば、国民に対する重大な責任放棄であります。コロナ禍で国民の不安が極度に広がっている中、国民に分かりやすく、未来に希望の持てる政治を望みたいものであります。

それではこれより通告に従い、順次質問させていただきます。最初の質問は、地方行政のデジタル化についてであります。

安倍政権当時、平成３０年７月、総務省は「自治体戦略２０４０構想」を公表しました。以後、令和２年５月には通常国会で国家戦略特区法の改定を行い、翌月６月には首相諮問機関第３２次地方制度調査会による答申が提出されました。そして、今国会で安倍内閣継承を表号する菅内閣は、政策の目玉であるデジタル庁に係るデジタル関連法案の成立を急いでいます。

私は一連の構想、答申、法改正は地方行政へのデジタル化を促進させ、効率化・標準化を進めることによって、公務員削減、住民サービスの低下や国による個人、住民データの利用等々、地方行政と住民に悪影響を及ぼすのではないかと考えます。

ＩＴやＳＮＳなどが理解困難な方など、町民への影響は特別であると考えます。町民本位の行政の視点から、行政のデジタル化について、どのように考えておられるのか、町長に伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

町民本位の行政の視点から、行政のデジタル化について、町はどのように考えているのか所見を伺いますとのご質問でございますが。

令和２年９月の菅内閣の発足後、国は他国と比べ遅れを取っております自治体のデジタル化に対応すべく、デジタル庁設置の動きや、河野行革相の脱ハンコ発言等で急加速しております、行政手続きにおける押印廃止の動きや、同年１０月には、総務大臣からマイナンバーカードの普及拡大についての要請が、各都道府県に送付され、自治体における「デジタル・トランスフォーメーション」に向けた動きが活発化しているところでございます。

本計画により、自治体は自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、ＡＩ等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められます。

本町におきましては、昨今のデジタル化に遅れが生じないよう、県内１９市町村で構成される「鳥取県自治体ＩＣＴ協同推進協議会」に加盟し、各情報分野で構成される部会において、国の施策等の情報収集を行っているところでございます。

また、このデジタル化の推進につきましては、中尾議員も危惧されておられますが、効率化・標準化を進めることにより、地方行政と住民サービスの低下を及ぼす可能性があるのではないかということですが、そのようなことがないよう、現状の体制や住民サービスを継続した上で、これまで以上に住民サービスを向上させるため、システム導入による利便性の向上や選択肢の増加、さらにはＡＩやＲＰＡの導入による作業の効率化等を図っていきたいというふうに考えております。

導入することによって住民サービスが低下するということがないよう、また、こういう機器関係、高齢者の皆さんにとっては確かに使いにくいものでございます。そういうことにならないように配慮しながら、整備のほうは進めてまいりたいと思います。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

時代の趨勢でデジタル化も進められているというのは、一般的な認識としては誰もが認めるところであると思うんですけども、先ほども申しましたように、町長も言われたとおり、ＩＴ弱者というか、高齢者や障がい者など、そういう方々にとってはいかがなものだろうかというのが私の思いですし、それにとどまらず、今朝の朝日新聞でも報道されましたけども、ＬＩＮＥの個人情報の保護に不備が生じておるとか、この間でいうとドコモ口座の不正引出、みずほ銀行のＡＴＭのストップというような事故が続いて起こっておる状況です。

それで、国の新型コロナウイルス対策においても、持続化給付金の申請がオンラインでしか受け付けられないということで、いまだに1割ぐらいの、申請したけども受給されていない方がおられるということを、国会でも言われております。あと、よくマスコミにこの間取り上げられたのは「ＣＯＣＯＡ」というシステムですけども、本当に昨年の９月にストップしたということで、大変な問題が生じたというふうに思っております。

マイナンバーのことも触れられたと思うんですけども、私のうちにもマイナンバーのカードを申請せよという通知が最近届きました。国の出先のほうから。しかし、私は、マイナンバー取得は考えておりません。国のほうはこういう通知やマスコミなどを通じてそういうマイナンバー取得を義務付けて、マイナンバーを持っていない人は人じゃないみたいな、そんなことが、何か言われそうな感じさえ湧きます。

ですから、そういうマイナンバーカードを通じたシステム化というのは、これからどんどんどんどん進められていこうとしているわけです。

３月から、今月から健康保険の保険証代わりにマイナンバーカードを使われるというようなことが手始めで、社会保障、税、災害と３部門から出発して、全ての部門でこういう取組が始められるということについては、しっかりと私たち議員としても踏まえなければいけませんし、その危険性というのを十分監視していかなければならないんじゃないかというふうにも思っているところです。

行政のほうとしては、丁寧な窓口での対応ということをおっしゃられるんですけども、この間の報道されているところ、報道といいますか、私の得た情報では、東京２３区内、中にはマイナンバーカードを用いた住民票などもコンビニ交付が開始されたということで、窓口での受付が廃止されたとかいうことがあります。

また、若桜町も恐らく始まっているか、これから始まるだろうと思われる、自治体クラウドというシステムがあります。近隣自治体で共同利用するということのようですけども、富山県の上市町では、議会の議員が３人目の子どもの減免の提案をしたところ、町長が、この町長ちょっと私はどうかと思うんですけども、自治体クラウドを採用しており、町独自のカスタマイズはできませんと答弁されて、この言ってみればデジタル化で対応できないから住民の要求はちょっと待ってくれというようなことだろうというふうに思うんで、そういう面でも、やっぱり細かい町民要求や町民の気持ちが行政に届かなくなるということは、十分気をつけなければならないことだというふうに思います。

ここまで話してきたところで、町長のご所見をいただけたらと。

議長（川上守）

再答弁は自席で許します。矢部町長。

町長（矢部町長）

中尾議員さんが心配されておられますマイナンバーカードでございますが、やはり普及率が低いというようなこともございまして、先般、郵送で多分、加盟されていない方には送られてきとるんじゃないかなと思います。

このマイナンバーカードでございますけども、やはり１つは身分証明書としての活用という部分であったり、あと、利用の拡大ということで、先ほど中尾議員が言われました、住民票が交付できるようになったり、保険証が入ったり、また、免許証ですね、そういうものも中に入ってくるんではないかなというようなことが想定されておりまして、そういう形で活用の範囲が広がっていくんじゃないかな。

ただ、言われるように個人情報がたくさん入りますので、管理の問題、悪用されない等々、そういう分には十分注意が必要である。特に高齢者の皆さんにとっては、今までなかったものでございますから、そういうものがもし、普及していくとは思うんですけども、そういう部分については、十分注意のほう促していきたいというふうに思いますし、自治体クラウドにつきましては、これは国の方針で住基のシステムを一本化しようと、今、結局、各自治体ごとに住基システムを入れていろんなシステムの中で運用しておるわけですけども、そこが全く連携できてないということで、その連携をさせて、一括管理できるシステムを構築しようということで、今、進められております。

それで、さっき言われましたように、町独自のカスタマイズという部分は多分できなくなると思いますが、やはりまだはっきり制度設計できておりませんので、要望等はしっかり伝えていきたいというふうに思っております。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

あらゆることがマイナンバーカードを通じて、個人と行政というか、その他の主要目的でやられるということについて、町長も情報の流出や、私から言うとプライバシーに関わる問題が派生してくることについての懸念等、十分認識して対処していくという町長のお考えで、そういうふうに取り組んでいただくことが必要だというふうには思います。

ここまで話して、また話をぶり返すようなことじゃいけんのですけども、やっぱり、大本が変わったらやっぱりいろんな問題がそれに従って発生してくるということで、やっぱり大本での行政化ありきでなくて、やっぱり国民にとってどうなのかという辺の国の、町レベルではなかなか難しいことではあると思うんですけども、国にはそういう発信をぜひ、していただきたいというふうに思います。

ちょっとこの問題についての私見を述べさせていただいて、次に移りたいんですけども、先ほども申し上げましたけども、第３２次地方制度調査会の答申について、ちょっと書かれていることを一部紹介させてもらいたいんですけども、これは断片的な言葉で申し訳ないですけども、一定の拘束力のある手法で国が関わることが適当であるとか、企業の利便性の観点からは、団体ごとに規格が異なると利便性が妨げられるとか、地方公共団体では合理的な理由がある範囲で説明責任を果たした上で標準によらないことも、というようなこともやっぱり心配してのことだと思うんですけども、書いております。

総じて地方行政のデジタル化の名の下に、住民の利益にかなった行政を進める地方自治体への、私の言葉ですけども、国の介入とも言えるものだと。地方自治を国のあり方に従わせようとする意図を強く感じます。

また、記述の中には、企業の営利に道を開

く文言もたくさん載せられております。答申の第４、地方公共団体の広域連携の項では、行政の効率化の名の下に定住自立圏、連携中枢都市圏の推進を記述しています。

これら一連の答申どおりに行政のデジタル化が進められましたら、これは数年前ですけども、全国の町村会が決議されておる道州制への一里塚になりはしないかと、このままどんどん進められると歯止めがなくなるじゃないかなということを強く懸念いたします。

ということで、次の質問です。２番目の質問です。若桜簡水、赤松簡水統合に関する住民説明についてであります。現在、若桜、赤松地区簡水統合に向け新配水池建設が進められています。令和３年末までには新配水池の稼動が始まり、その若桜と赤松との統合が順次進められるものと考えています。

統合後の水道料金など諸課題については町の丁寧な説明が必要です。にもかかわらず、昨年は、自治会長会は開催されず、回覧された自治会長会資料の記述では理解不能であります。そのことを常任委員会で質問したところ、自治会長には個別に連絡するとの回答でありましたが、自治会長の理解が得られたのか疑問であります。

自治会長だけでなく、関係する地域の住民説明会を行うべきであると考えますが、町長の所見を伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

若桜と赤松の統合後の水道料金改定などの諸課題については町の丁寧な説明が必要であるが、昨年は自治会長会が開催されず、回覧された資料の記述では理解不能であり、自治会長だけでなく関係者への住民説明会を行うべきであると考えるが、所見を伺うとのご質問でございますが。

令和２年６月定例会でも中尾議員より「若桜、赤松地区の簡易水道統合事業において、統合事業のスケジュールや改良・統合後の新料金の説明がなされているとは思えない」というご質問をいただきました。

これに対しまして、「統合改良事業が終了する地区から順次ご説明をさせていただこうと考えています。」また、「機会を見て広報誌をはじめ、自治会長会や対象地区への説明会、回覧等による情報提供を行い、町民の皆さんへの周知と理解をいただくよう努めてまいりたいと思っております」と答弁させていただいております。

現在行っております若桜、赤松地区の簡易水道統合事業は、令和元年度に事業着手し、令和３年度末が完了の予定で整備を行っており、令和４年度の供用を目指しているところでございます。それに併せて、令和２年の春の自治会長資料に、統合や改良事業に係るスケジュール等を掲載して広報に努めているところではございますが、当然、これで皆様が全てを理解されたと思っているわけではございません。

また、本事業は国の交付金を活用して整備を行っているもので、予算配分の額により大きく左右される側面を持っておりますので、予算配分の状況によりましては、多少の遅れが生じることもございます。来年度になりましたら供用開始時期がおおむね分かってまいりますので、対象地区の自治会長さんと説明会の日程を調整し、令和４年１月を目指して対象地区へ出向きまして、水道施設の維持管理の経緯や新料金の考え方、徴収開始時期など、丁寧な説明を行って皆様へご理解をいただけるよう努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

町長の答弁は大体分かりましたけれども、常任委員会で、自治会長に説明をするということを執行部とやり取りした経緯があります。そのときは副町長もおられたと思うんですけど、にもかかわらずされていないようです。

名前は申しませんけども、下町自治会長で宿７町の大区長である方から、「町の説明を受けていない」と言われました。何ということだろうかなとすごく悲しかったですし、話を聞いたその自治会長さんも、自分は神社のほうの役をしておるんで、今、新配水池が龍徳寺のほうに建設されておるというのは知っとって、恐らく新配水池からの配管が順次進められていくんだろうというぐらいは知っておるけども、若桜地区と赤松地区の統合とか、新料金の検討とか、そういうものは全然分からなかったと、もうすごく言われまして、残念でしょうがなかったです。

改めてそこら辺での町の取組について、反省を求めたいんですが、お願いします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

担当課長より説明させます。

農林建設課長（竹本英樹）

担当課長の農林建設課長竹本です。先ほどのご質問ですけども、確かに今現在、まだ宿の自治会のほうに出向いて説明というものはしておりません。

先ほど町長の答弁にもございました。今、令和４年度に向けて、供用開始に向けて準備を進めておるところでございます。ですので、来年度、宿のほうに、自治会長さんにまずご相談をして日程を調整しながら進めていきたいというふうに思っているとこでございます。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

十分反省の上に立って、速やかにそういうことをしてもらいたいと思います。それで、改めて申し上げるわけなんですけども、その工事が進展して、出来かかった頃に集落を訪れて説明するというようなことじゃいけんと思います。やっぱりもう、はっきりと条例もできておって、大枠の条例はできておりますよね。そういうものに沿った説明を町のほうで十分されて理解の上に進められんといけんということであります。

先ほども言いましたけども、統合が終わったら新料金の検討はされるんだと。それで、それはどういうふうな考え方で予定しておるんだというようなことを、きちんとやっぱり町民に分かりやすく伝えないといけないと、それを速やかにやってもらいたいというふうに思うんですけども、確認できますか。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

中尾議員の言われましたとおり、早急に説明できるような体制を整えて、出てまいりたいと思います。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

速やかに説明のほうしていただくようにお願いしたいと思います。

最後の質問です。新型ウイルス感染症に対応するＰＣＲ検査の積極的な取組についてであります。

若桜町では、現在新型コロナウイルス感染

症の報告はされていません。しかし、この新型コロナウイルス感染については、無症状の方も多く、感染を未然に防ぐための有効な手段がＰＣＲ検査だと言われています。また、新型コロナウイルスワクチン接種について、４月から高齢者接種が始まる予定ですが、その後、接種予定の基礎的疾患を持つ方、その他の方の接種時期は現在のとこ示されていません。

２月１７日、東京大学感染症研究センターと東京世田谷区が連携し実施した社会的検査が、ＮＨＫの「クローズアップ現代プラス」で紹介され、発症した人だけでなく、症状のない方を含め、幅広く検査を行うことで感染の拡大を防ごうという取組の重要性を認識させられました。

これを進めるには国の予算化が不可欠でありますが、このような取組が可能な形で進められることを期待するものであります。実施に当たっては、県とも連携し、推進できないか町長の所見をお伺いします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

新型コロナウイルス感染については、感染を未然に防ぐための有効な手段がＰＣＲ検査だと言われています。ＰＣＲ検査の積極的な取組が必要であると考えますが、県とも連携し、推進できないかどうか所見を伺うとのご質問でございます。

新型コロナウイルス感染症は、年末年始をピークに、第３波とも言われる感染拡大が起こり、２回目の緊急事態宣言が１月８日から発令され、今なお１都３県に宣言が継続されているところでございます。

鳥取県では、年末年始にクラスターの発生等感染者の増加があり、一時病床占有が 24％とピークとなりましたが、感染者の報告は２月２６日以降ございません。

現在、本町では、広報やホームページなどを通じて感染予防対策の周知を引き続き行い、併せて重症化予防と感染予防に有効と言われているワクチン接種の準備を進めているところでございます。

さて、症状のない無症状の人を含め、幅広くＰＣＲ検査を県と連携して実施できないかとのご質問でございますが、鳥取県は、クラスター対策として社会福祉施設等に係るＰＣＲ検査等支援事業費補助金制度を創設しました。これは、対象施設の職員に対して行われるもので、全職員への一斉検査、定期検査は含まれておりません。

さらに、新型コロナウイルス感染症にかかっているか調べる検査は､「保健所の行う行政検査」と令和２年１１月から始まりました「かかりつけ医による抗原定性検査」がございます。いずれも発熱などの有症状者や接触者に対して実施されているもので、無症状者は対象外となっております。クラスター発生後の経過観察としても、必要に応じて２週間後に再検査する程度で、以降の定期的なフォロー検査とはなっておりません。

仮にＰＣＲ検査を受けた場合、検査した時点の結果が陰性だとしても、検査直後から陰性の保証はございません。しかも検査を受けたことで安心して行動してしまい、感染予防対策がおろそかになる可能性もございます。

また、定期検査として適正と言われている検査間隔は特に示されておりませんが、無症状者に対して行う社会的検査を実施している札幌市の例を見ると、１か月毎に実施しているようでございます。ただし、強制検査ではないため、結果的には希望しない人もあると伺っております。

現在、鳥取県においては市中感染が起きていない状況を踏まえ、本町においても、無症状者への定期的なＰＣＲ検査の実施は考えておりません。今後は、一人ひとりの感染予防

に対する意識が感染拡大を防止することにもつながります。本町におきましては、引き続き感染予防対策のさらなる徹底に努めること、発熱などの症状がある場合には、速やかにかかりつけ医に相談するよう、町民の皆さんに周知してまいりたいと考えておりますし、ワクチン接種が始まりますので、ぜひ皆さんに受けていただきまして、集団免疫をつけていただいて、感染予防をしてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）
　中尾理明議員。

議員（中尾理明）
　先ほどの、町長の県の制度の紹介なんですけども、ちょっと確かめたいですけども、職員ではないというのは、つまり社会福祉施設であっても、いわゆる入所機能を持つ施設、介護施設ですか、そういうものを想定して、それ以外は考えられてないという捉えでよろしいんでしょうか。

議長（川上守）
　答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）
　担当所長のほうで説明させます。

保健センター所長（山根葉子）
　すいません、保健センターの山根が回答させていただきます。県の補助金制度につきましては、対象施設のほうが一覧で示されておりまして、その施設に所属する職員の方が希望されたらということにはなりますが、全員の方に一斉にっていう制度ではないので、例えば症状があるとか、例えば心配なことがあるとかっていうようなことであれば、できるというふうになっていると理解しております。

議長（川上守）
　中尾理明議員。

議員（中尾理明）
　私のほうの認識が十分じゃなかったんで確かめたんですけども、ということになると、なかなかＰＣＲ検査を広げようというようなこと自体が難しい状況ではあるなと感じました。
　ワクチン接種が、今、医療従事者中心にやられておりますけども、ワクチン接種をやったからといって、全て新型コロナ感染症の撲滅ができるというのは間違いだというふうに思いますし、それをやっぱり未然に防ぐ対策の１つがＰＣＲ検査で、大都市中心で例が多少、でか過ぎるんかもしれませんけども、やっぱり世田谷区の取組なんかは、ほんとに目を見張るものがあるというふうに思いますんで、そういう取組が。
　言ってみれば、この場で県のことを言うのはなんですけども、県に求められていることじゃないかなと。それで、それに従って、町も同様な立場でＰＣＲ検査を進めてもらいたいなというふうに思います。
　皆さんも新聞報道で気づかれた方も多いと思うんですけども、１月８日にノーベル医学・生理学賞受賞者の４人の方がＰＣＲ検査を中心にしたアピールをしておられます。その１項目を読ましてもらうと、ＰＣＲ検査能力の大幅な拡充と、無症状感染者の隔離強化ということを言っております。隔離強化というのは、私は保護と置き換えて読んだほうがいいと思いますけども、そういう取組を各地で行われることは、感染拡大を防止できる大きな手段であるというふうに思います。
　抗体検査を否定するものではありませんけども、抗体検査が陽性であるとしても、最後はやっぱりＰＣＲ検査をしないと確定しないということもあるようです。ですので、ＰＣ

Ｒ検査の重要性というのは、そういうところにも表れとるんじゃないかと思っているところです。

ちょっと私の想定が間違っとったんですけども、もし若桜独自の考え方に立って進めていただけることであるなら、若桜でいう介護施設入所機能を持っている介護施設というと、「あすなろ」さんですよね、そこの、私は県の制度が、対象が職員だということで認識しておりましたんで、あすなろの職員の皆さんでの取組をちょっと頭に浮かべました。

ですけども、そういう現状でのＰＣＲ検査の取組は症状のある方が対象だということで、無症状の方は除かれているということを考えれば、ちょっと若桜町では取り組めないという町長の答弁だったと思うんですけども、改めて思いますし、琴浦町が先進的に取り組んでおるという情報をいただいています。

その辺つかんでおられるのかっていう辺と、改めて若桜での取組で考えておられるようなことがあればお尋ねします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

担当所長が答弁いたします。

保健センター所長（山根葉子）

保健センターの山根です。琴浦町の状況については、詳細については、すみません。今のこの場面ではお答えちょっとしかねます。

それと、先ほどの件ですが、社会福祉施設における検査につきましては、有症状というのは申しましたけども、追加で職員個々の県外の方と接触したとか、そういう事情に応じて、無症状の場合でも検査をすることができるということも追加でちょっとご説明加えさせていただきたいなと思います。はい。以上です。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

現状はそういう状況であるということは山根さんのお話で理解しました。若桜としてもこれからの課題として、やっぱり社会的検査についての有用性とか、行政検査っていうのは私、よう分らんですけども、行政検査も重要視されておるようです。

ですので、新型コロナウイルスが本当に収束するまで長い道のりだと思うんですけども、その道のりを少しでも近くさせるために、どうしたらいいかということも、執行部のほうにも改めてお願いしたいですし、私たち議員も模索しないといけんなと思ったところです。

以上で質問を終わります。

議長（川上守）

引き続き一般質問を許します。山本安雄議員。

議員（山本安雄）

皆さんこんにちは。４番、山本安雄です。昨年からのコロナウイルスで世界各国皆様、生活にいろいろ支障があったり、また、被災された皆様にはお見舞いを申し上げます。今後この交流人口の減少による飲食業、観光業いろいろな産業をはじめ、影響があるのではないかと大変危惧をしております。

それでは、通告をしております質問に移ります。林業施策についてでございます。２月の常任委員会で、「わかさ森林（もり）づくりビジョン」の説明を受けました。このビジョンによって、若桜の森林がさらに公益的機能を発揮するよう期待するものでありますし、このビジョンの中を見させてもらうと、ほんとに非常に期待が持てるなと思って見させてもらっております。

その中で、森林整備の現状と課題という項目の中では、森林経営計画策定済林班数が40％程度とありまして、私としては制度が始まってから十数年たつわけですけれども、決して高い策定数とは思っておりません。この策定済林班数について、町長の所見をお伺いいたします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

森林経営計画の策定済林班数が 40％程度で、決して高い策定数とは思えませんが、町長の所見を伺いますとのご質問でございますが。

森林経営計画制度は平成２４年にスタートし、森林整備を推進していく上で重要な役割を担っています。森林経営計画は、持続可能な森林経営を確立し、森林の多面的機能を十分に発揮させるために、意欲ある者が主役となって、効率的な森林施業や適切な森林保護を進めていくことで、森林所有の小規模零細性を克服し、面的にまとまりのある効率的な森林施業を実現していくためのものです。

現在、本町の森林経営計画の策定状況は全１９７林班中８０林班、面積にして民有林面積１万３，７９４ヘクタールのうち、５，４３６ヘクタールであり、林班数、面積とも全体の約４割程度となっております。

さらに分析いたしますと、森林経営計画樹立済みの林班内には施業計画から外れている森林がございますので、正味の森林整備面積は全体で１，８２６ヘクタールで､民有林の人工林面積７，９３９ヘクタールの 23％程度となります。

森林整備計画には森林経営計画以外に、特定間伐等促進計画に基づくものもあり、本町での令和２年度末までの間伐実績１８１ヘクタールを加えると 25％程度となります。これらの統計値からみれば、本町での森林整備計画時の伸び代はまだまだ多くあるものと考えているところでございます。

しかし、森林所有者の林業収入による依存度の低下や､世代交代､不在村化などにより、森林所有者の林業生産活動に対する関心は減退し、所有境界が不明な森林が増えるなど、森林経営の環境は厳しさを増しております。さらに、地形的条件から林業経営になじまない森林も相当数あるものと思慮します。

このような中でも、森林組合や民間事業体の不断の努力により、現在の経営計画の策定状況に至っているものと考えております。

本町は、森林組合や林業事業体による森林経営計画の策定を支援する「森林整備地域活動支援交付金」や、一体的な間伐実施を取りまとめる集落等を応援する「若桜材倍増化奨励金」など、森林整備計画の策定に対する支援を行っているところであり、今後もこれらの支援を継続していくことで、本町における森林整備の推進に取り組んでまいる所存でございます。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

私もこの 40％という数字が決して高いものとは思ってはおりません。先ほど町長がおっしゃっていました不在村所有者の問題もそうでしょうし、境界の明確化等々、いろいろ課題はある中で、本町においては、森林づくり条例等々作成され、それぞれの責務を明確化されたということでは、非常に大きな意義があるなと思っておるところです。

そういう中で、さらに、まだまだ実際の間伐率として 25％ということで、さらにやはりもっと活性化といいますか、面積を拡大していくという意味で、２番目の質問に入るわけですけれども。

林業は､森林整備や製材で雇用を生み出し､それと公益的機能、最近、自然災害が非常に多い中にありまして、公益的機能を十分発揮するということの機能もありますし、また、所有者にとっては、間伐により収入を得るという､そういう制度に変わってまいりました。そういう好循環である産業であると認識しております。この好循環ということのメリットといいますか、好循環についての町長の所見をお伺いいたします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

林業は、森林整備や製材で雇用を生み、公益的機能を発揮するとともに、間伐により収入を得ることは地域資源を有効に活用し、森林所有者へ利益をもたらし好循環する産業であると認識していますが、好循環する林業について所見を伺いますとのご質問でございますが。

林業は、地域で産出する森林資源を経済的に利用することで、資金と資源を地域内で循環させるとともに、働く場の確保等による山村地域の人口減少への対応など、経済的・社会的に大きな役割を果たしているものでございます。

また、林業を通じた森林整備は、木材生産だけではなく、水源涵養や水質浄化、さらに山地災害や地球温暖化の防止など、その公益性は多岐にわたり、これらの森林が育む森林資源や自然環境は、林業や木材産業の関係者のみならず、広く国民が享受するものでございます。

このように林業の重要性は明らかですが、林業を持続的に経営していくには、木材価格の低迷や施業の奥地化などの厳しい経営環境の下で、施業地の集約化や路網整備の推進、高性能林業機械の導入などを進め、施業の効率化や低コスト化を図ることが重要であるとともに､木材を搬出し現金化していくことは、販売収入により活動経費を回収し、持続的な経営を実現していく上でも不可欠でございます。

林業は施業主がなければ成り立ちませんので、森林所有者に森林整備への理解を深めていただくとともに、森林所有者への利益還元により森林整備への機運を高めていくことも大切であると考えます。

本町では、森林組合の地区座談会等の機会をお借りして、森林所有者への普及啓発を行ったり、若桜町林業研究会の活動支援を通じて、森林所有者や町民などへの理解促進に努めているところでございます。

また、森林組合や林業事業体への森林整備に対する支援や、集約化に取り組む集落への支援などを通じて、森林所有者への利益還元を後押ししているところでございます。

本町は95％を森林が占め､本町での年間の木質資源の成長量はおよそ５万立方メートルに及びます。この豊富な森林資源をしっかり循環利用していくことで、経済的にも環境的にも本町が豊かになるように、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

先ほどの経営計画の認定の数字といい、今の好循環についても全く、町長もしっかり理解していただいておるという認識でございます。さらに、そこでどういうことが課題に上がるんかなというようなことから、急ぎますが３番目の質問に入っていきます。

令和２年３月の定例会の、私の一般質問だったんですけれども、Ｊクレジットの、それから都市部の環境税ですね、環境税を使って

ということで質問しました。答弁の中では、「若桜町地域内エコシステム検討協議会を立ち上げて、主要課題を揚げながら検討を進めていく」と、それで「来年度に具体的な検討を行う」ということで、来年度、今年、まさに今なんですが、これが１つの形にビジョンとして表れたのかなと思ってはおるんですけれども、「都市部とのネットワークづくりについては東京事務所、関西本部に相談しながら検討したい」というふうに答弁をいただいたと思っておりますが、これについての経過をお伺いいたします。

議長（川上守）
　答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）
　一般質問でＪクレジットや都市部の森林環境譲与税の使途について質問しましたが、その経過について伺いますとのご質問でございますが。
　本町では、令和元年度から若桜町地域内エコシステム検討協議会を立ち上げて、主に木質バイオマスの利用促進に係る検討を行っております。具体的には「燃料用チップの含水率低下の取組」、「木質バイオマス熱供給事業の展開」、「木材資源の付加価値の創造」を３つの柱に、取り組むこととしております。
　このうち、「木材資源の付加価値の創造」の具体的な検討内容として、Ｊクレジットの導入可能性を検証することとしており、今年度の検討課題としていたところでございます。
　現在の状況を申しますと、今年度はコロナ禍の影響で、検討会を開催する機会がほとんど得られず、昨年度からの継続課題となっていた「燃料用チップの含水率低下の取組」、「木質バイオマス熱供給事業の展開」の内部検証を中心に取組を進めたことから、Ｊクレジットについては、クレジット認証までの流れや制度活用のメリット、デメリットの整理などの概要把握程度の進捗となっております。
　また、都市部とのネットワークづくりについても、同様な理由によりまして都市部に出向くこともできず、東京本部や大阪本部と話をする機会が持てなかったというような状況でございます。
　山本議員ご提案の、Ｊクレジットや都市部とのネットワークづくりにつきましては、思いを同じにするものでありますので、来年度引き続き検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますし、また、東京・大阪事務所には出向いて行って、そういう交流場所等々の紹介をお願いしていきたいというふうに思っております。

議長（川上守）
　山本安雄議員。

議員（山本安雄）
　まさにコロナ禍で、ここにも大きな影響が出てきたのかなと思うところでございます。このＪクレジットであり、これによって環境税を使いながら都市部との交流ということは、既にもう取り組んでおられる市町村もあるわけでして、先ほど町長にありました、こうやって林業のまちという、こんだけの森林面積を持っとるところでありますので、ぜひ、会って話をするということもそうでしょうし、それ以外にも、いろんな方法はあるんじゃないかというように思うわけですけれども、その辺について、町長、１年たっとるわけなので、そのことについて少し説明していただけたらと思いますが。

議長（川上守）
　答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）
　先ほど答弁もさせていただきましたけども、実際、出向くことはかなり難しいということ

で、今の時代、リモートでやるというやり方もございます。それで、関西本部や東京本部とお話することはできるんですけども、その先、次に進むことがやっぱりちょっとできにくいというようなことがございまして、意向につきましては伝えさせていただいております。

ただ､その次に進めなかったということで、ぜひ新年度になりましたら、そこら辺を前に進めるように取り組んでまいりたいというふうに思います。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

ぜひ本当に、先ほどの町長の答弁にもありました。これだけの資源があって、これだけ循環ができるという貴重な財産だと私は思っております。

このことで何度も質問もさせていただいておるので、ぜひこれが前に進むように。それで、若桜町の環境税の使途として、一定のルールとか、ルールと言いますかね、流れができるようなこと、早急に向かっていただきたいというふうに思います。

それに関連して４番目に入りますが、若桜町が保有する約４００ヘクタール、町有林なんですけども、町がこれだけの面積持っている市町村、そんなにはないと思うんですけども、これを対象に、さっきのＪクレジット認証を申請すること､当然整備もするんですが、コロナ禍でなかなか都市部との交流が難しいとは言いながら、コロナ禍だからそういう山だったり、山林だったりというところで交流できるという部分もあるのではないかと、今の段階ではなかなか厳しいかもしれませんが。そういうようなことを思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

若桜町が保有する４００ヘクタールの森林を対象にＪクレジット認証の申請をして整備するとともに、環境学習のフィールドとして活用してはと思いますが、町長の所見を伺いますとのご質問でございますが。

町有林は、素材生産の場だけではなく、森林の利用可能性を広げる取組を実践する場として利用していくことは、大変有意義なことであるというふうに考えております。今までにも皆伐再造林の先行実施や耐雪型のシカ柵の試験的設置など、民有林整備への先導的・モデル的な取組の場として活用してまいりました。

山本議員ご提案のＪクレジット制度の導入や環境学習のフィールドの場として利用することも、町有林の利活用策の１つと考えられます。これらの取組については、他地域での取組事例や町民、町内外の関係者の意見等を踏まえながら、多様な町有林の利用について検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

そういうことによって、都市部の方々に理解していただくことによって、環境譲与税の都市部の方の使途の一つの選択肢に若桜町がなること、ぜひこれを率先してやっていただきたいと思います。

多分、山間地、林業地の市町村は、こういう考え方持っておられる市町村たくさんあると思います。そういう中で全国的にも有名な若桜の林業ではありますので、そこをしっかりアピールして、譲与税をこれから町内財政

がどうかという、先行きいろんなことも懸念される中で、しっかりとそういうところとパイプをつくっていただきたいと思います。

５番目の質問に入ります。先ほど来、１番目からずっと質問してきた中のことですけれども、経営計画策定林班数を増やしたり、どんどん間伐していって公益的機能、また、森林所有者の理解を得ながら収益を得るという先ほど来の答弁の中で、より消費者の方に理解していただくという意味で。

５番目の「集落応援若桜材倍増化事業」、先ほどもちょっと町長、触れられたと思いますが、それから「間伐材搬出事業」ですね、こういう事業に町の環境税なんです。これを活用してさらに還元を増やすというようなこと、実際、間伐だとか作業道だとか、そういう部分については、他町にはないほど 95％までかさ上げしていただいているという、非常にありがたい状況ではありますけれども、さらに活性化して所有者のことに還元できるという意味で、この「集落応援若桜材倍増化、間伐材搬集事業」その他いろいろあるんですけれども、そういうことを利用してはどうかと思いますが、町長の所見をお伺いいたします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部町長）

「集落応援若桜材倍増化事業」、「間伐材搬出促進事業」など既存の事業をさらに森林環境譲与税を活用してはと思いますが、所見を伺いますとのご質問でございますが。

本町では、一体的な間伐施業等を取りまとめた集落等への支援を行う「集落応援若桜材倍増化事業」や若桜町内の製材所へ小産材を搬出した場合に、その搬出経費の一部を支援する「間伐材搬出促進事業」、さらに森林整備や作業道の開設に対するかさ上げ支援など、町独自の支援制度を用意し、森林整備の推進を図っているところでございます。

木材価格の低迷や厳しい地形条件から、木材販売による収入のみで必要な作業経費をカバーできる森林は極めて少なく、現在、森林経営計画を樹立し、森林施業を実施している地区においても、森林所有者への利益還元は行政による支援が大きな下支えとなっていることは間違いありません。

この中で、令和元年度から配分が始まった森林環境譲与税は、林務施策に係る財源確保の大きな助けとなるものであり、森林環境譲与税を有効活用し、森林整備のほか、木材利用や人材育成など、森林・林業・木材産業の振興に資する取組を積極的に進めているところでございます。

山本議員ご提案の「集落応援若桜材倍増化事業」、「間伐材搬出促進事業」など、既存の事業に森林環境譲与税をさらに活用することについても、譲与税の使途として可能でありますが、森林環境譲与税の活用は、この税が創設された背景を踏まえ、新たな施策や既存事業の拡充などへの財源とすることが望ましく、現在、林業専用道の開設や作業道補修の支援、林業従事者への就業支援、また、公道沿いの森林整備などの新たな施策に対し、森林環境譲与税の充当を行っているところでございます。

森林環境譲与税については、今後も支援制度の点検等も行いながら、有効活用に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

作業道、今の時代なので、大型機械なので作業道も当然必要です。それを操る従業員もそうですし、そういう意味では、非常に譲与税の活用方法としてはマッチしていると私も思うところですけれども、若桜材の利用、い

わゆる町産材を利用する、製材品なんですけども、そういうところへの助成というのは、今、既にあるんですが、これは対象を若桜町のみならず、先ほどの都市部との交流にも関係するんですが、そういうところで使っていただくことに対して、その譲与税を使用するということの検討は必要じゃないかと思うわけですけれども、いきなりなので、なかなか答えづらいかもしれませんが、所見があればお伺いしたいと思います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

今、山本議員ご提案をいただきました町産材の利用活用についての活用というのは､今、ちょっとまだ即答はできませんけども、ぜひ内容等精査しながら検討をしてみたいというふうに思いますし、できれば都市部については、こちらの森林環境譲与税を使うのではなくて、都市部に森林環境譲与税を使っていただいて、町産材を購入していただけるようなことも働きかけていきたいなというふうに思います。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

まさにそのとおりで、実際そういう事業を展開しとる市町村も全国的に見ればあるわけですから、ぜひ早急にこれも検討していただいて。

それで、これも去年１２月の一般質問の中で町長がおっしゃったことですけれども、関係者と連携して、林業の町のトップランナーになるんだと、トップランナーになりように取り組むんだというようなことも答弁いただいておりますので、ぜひ林業関係市町村の中ではトップになるように連携していただきたいと思います。この林業関係の一般質問については以上で終わります。

続いて､空家対策について質問を行います。適切な管理が行われてないと思われる空家等が、町内に幾つか見受けられます。

町内いろんなところ、宿内もそうです、宿外もそうです。歩いて見ますと幾つか見受けられ、町長も多分気がついていらっしゃるじゃないかと思いますけど、地域住民の生活環境に影響を及ぼしている、もしくは及ぼすであろうと思われるものがあるというこの状況について、町長はどのように思っていらっしゃるのかお尋ねをします。

議長（川上守）

答弁を求めます、矢部町長。

町長（矢部康樹）

適切な管理が行われていないと思われる空家等が、地域住民の生活環境に影響を及ぼしているのではないかと危惧していますが、この現状について所見を伺いますとのご質問でございますが。

老朽化した空家が放置されると、安全性の低下や公衆衛生の悪化、犯罪の誘発、景観の阻害等、周辺の生活環境に影響を及ぼす恐れがあるため、町としても課題と捉え、対策も行っているところでございます。

町では、平成２７年度に各自治会長へ集落内にある危険な空家、いわゆる特定空家について、情報提供をお願いした結果、１３集落で２５軒の危険な空家を把握しており、解体や修繕等が行われた場合の情報提供もお願いしているところでございます。

住民の方から苦情や相談が寄せられた場合は、現地確認の上、所有者等に連絡を取り、適正な管理のお願いや助言を行っております。

その結果、平成２８年度から現在までに町内の危険空家の３軒が解体され、２軒が修繕

されておりますが、いずれも苦情を受けて安全性を確保するため、町と地域が連携して働きかけを行ったものでございます。

また、広報わかさに空家の適切な管理について毎年掲載しているほか、空家の利活用と適正な管理についての啓発チラシを町県民税の納付通知と併せて送付するなど、啓発にも努めているところでございます。

人口減少や高齢化により、全国的に空家は増加しており、平成３０年の住宅・土地統計調査では、鳥取県の空家率は15.5%となっております。国勢調査によると、町の高齢者単身世帯は、平成２２年が２２２世帯、平成２７年が２４２世帯と増加しており、今後もさらに空家が増加することが予想されます。

空家の適正管理だけでなく、危険空家の増加抑制施策も併せて検討していくことが必要であるというふうに考えております。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

過去の調査で１３集落２５戸判明というか、確認できたということなんですけれども、その基準ですね、どれがどの基準でその危険空家なのか、特定空家なのか、空家と判断するのかという基準が定められていたのかどうなのかというところを。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

担当課長のほうで説明させます。

町民福祉課長（小林貴之）

失礼します。町民福祉課長の小林です。基準につきましては定めておりませんで、あくまでも自治会のほうからの危険空家と思えるものに対して情報提供をいただいたというものです。以上です。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

基準を定めてないということなので、地元として、報告しにくい部分もあったり、また、地元だからこれは危険だという判断もあったり、いろんな判断はあったんだろうかと思うところですけれども、急ぎますけど、２番目の質問に入ります。

その関連するところにはなるんですが、「空家等対策の推進に関する特別措置法」というものが平成２６年にできて、「適切な管理が行われてない空家等が防災、衛生、景観等の観点から地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている、そういうことに鑑みて、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて空家等の活用を推進するため」ということとして施行されております。

その第６条には、市町村は「空家等対策計画」を定めることができるとあります。所有者等に適切な管理を促す上でも、計画の作成は有効と考えます。その中に先ほどの基準も示されているものと、その保障の中に、判断しとるところですけれども、そのことについて、空家等対策計画の作成について町長のお考えをお伺いいたします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

空家等対策と推進に関する特別措置法第６条に、市町村は「空家等対策計画」を定めることができるとあり、所有者等に適切な管理を促す上でも、計画の作成は有効と考えます

が、所見を伺いますとのご質問でございますが。

空家等対策計画は、市町村が空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、国の基本指針に即して定めるもので、町の空家等対策に関する全体像や、その基本的な考え方を示すものでございます。

空家等対策の推進に関する特別措置法第３条において、「空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする」と規定されているように、第一義的には空家等の所有者等が自らの責任で適切に対応することが前提です。

そのためにも、町における空家等対策の全体像を住民等が容易に把握することができるようにするとともに、空家等の適切な管理の重要性及び管理不全の空家等がもたらす諸問題について、広く住民等の意識を涵養することが重要であると考えております。

次に、空家等の活用についてでございますが、町では、活用に向けた取組として、平成２４年から空家バンク登録制度を開始し、活用が見込める空家等の情報を収集し、移住者等へ紹介を行っております。

また、所有者、移住者への改修費用の補助や、町が所有者から空家を借り上げ、移住者向けの賃貸住宅整備等を行うなどにより、空家バンクに６１件が登録され、３０件が住宅などとして活用されております。

さて、ご質問がございました「空家等対策計画」ですが、計画を策定すれば、空家対策の全体像や関係部署の連携体制を定めることにより、空家対策の円滑な実施、空家等の適切管理の重要性や管理不全空家がもたらす諸問題についての啓発等につながるほか、補助事業の活用も可能となります。

また、利活用面では、公に空家の調査が可能となる、空家バンク登録推進が迅速になる、早期に空家所有者と協議ができるといったメリットもございます。空家等がもたらす問題が多岐にわたる一方で、空家等の所有者等の特定が困難なことなど、解決すべき課題は多い上、今後も空家数の増加が見込まれます。

空家等がもたらす問題に総合的に対応するとともに、需要に応じた物件の確保や空家等の有効活用をさらに進めるためにも、計画の策定に向け、協議会の設立及び実態調査を実施していきたいというふうに考えております。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

まさに若桜町も、そういう住宅改修等々の補助制度も設けておる状況でもありますし、この計画を策定すれば、その利活用に対しての管理指導もできるという、そういう非常にメリットの多い制度なので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

ちなみに近隣では智頭町、八頭町等々、鳥取県では１５市町村が策定しているというふうに認識をしているものであります。そういう中でぜひ、先ほどの山根議員のときの答弁でもあったと思いますけど、ＩターンＵターンでにぎわいができてきたとか、それから駅周辺、宿内の周辺の散策される方が増えてきたということであるならば、なおのこと早急にやっていただきたいと思います。この件の質問は以上で終わります。

では、引き続き質問をいたします。町長の施政方針の中からの質問をいたします。このコンビニの関係なんですが、これは常任委員会等々でも事前に説明聞いたりをしとるところではありますけれども、確認なりそれなり、いろんな状況を町長に問うていきたいと思います。

まず、道の駅の敷地内にコンビニエンスストアの建設が予定されております。町長がいろいろ期待されているものっていうのは、８

条関係のところでも示されたとは思うんですけれども、再度期待されている効果をお伺いいたします。

議長（川上守）
答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）
道の駅の敷地内に建設予定されているコンビニエンスストアに期待する効果を伺いますとのご質問でございますが。
本町がコンビニ設置について最初に検討しましたのは、道の駅建設計画時でございました。その当時も必要性の是非について様々なご意見があり、当時の町内情勢等を総合的に勘案し、最終的にはその時点での整備を見送られた経過があったと記憶しております。
それから十数年が経過し、社会情勢も大きく変化してまいりました。人口減少を起因とする諸課題が次々と浮上しており、全国津々浦々で地域の維持が危ぶまれる状況が発生しております。
一方で、その間にコンビニ業界は大きな成長を遂げております。コンビニ業界の躍進は社会的合理性があるからこそであり、いまや社会インフラとして地域に果たす役割も重要な位置を占めるまでになってきております。
施政方針でも述べましたとおり、私自身、本町へのコンビニ誘致については以前より多くの町民の声を聞いております。当然ながら、道の駅若桜や町内商店との事業競合や、結果として地域商業の衰退を早める結果になるのではないかなど、反対のご意見をお持ちの方の声があるのも十分承知しております。
しかしながら、私としましてはコンビニに社会インフラとしての機能を期待しております。生活環境格差の是正であり、手軽に安心して全国一律のサービスが受けられる。また、児童・生徒の皆さんや高齢者や１人住まいの方々の買い物支援の一つとして、コンビニの誘致は、必ずや町民の生活環境の充実や利便性の向上につながるものと考えておりますし、また、地域防災、防犯面での貢献も期待するところでございます。
お客様が既存商店とコンビニ、またはスーパーなど、どれを利用するかは目的によって異なるものでございます。
また、道の駅につきましては、これまで以上に若桜町産品の販売拠点として機能強化を図るための事業を令和３年度予算に計上しておりますし、教育委員会で進めております重伝建認定も併せ、若桜鉄道や宿内の観光を目的とした交流人口の拡大に取組、宿内の活性化を図っていきたいと考えているところでございます。
効率やスピードを優先するファストライフ、また、ゆったりと人生を楽しみ、生活の質を重視するスローライフ、幅広いニーズに対応し得る環境をつくっていく必要があるというふうに考えております。

議長（川上守）
山本安雄議員。

議員（山本安雄）
道の駅建設のときにコンビニ誘致っていいますか、を検討されて、それが中止になったという経緯の中で、また、コンビニ自体の機能が大きく変わってきたという、その中での判断だったということではあるんですが、どのような、道の駅、十数年、ごめんなさい。道の駅ができたときに中止になった経過というのはどのように把握をしておられる、そのときは中止になって今現在また検討されたという。

議長（川上守）
答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

すいません。ちょっと詳細については今ちょっと正確な答弁ができません。また後でお伝えさせていただきたいと思います。

議長（川上守）
山本安雄議員。

議員（山本安雄）
それと、先ほど町長の答弁の中で、町民の声がたくさんあったということですが、町民の声の中にはコンビニが欲しいということなのか、どこがいいとか、いろんな声があろうと思うんです。
その辺り、声の中として具体的なといいますか、道の駅に欲しいんだっていうことなのか、その辺りのことは把握しとられるんじゃないかと思うんですけども、人数だとかっていうようなこともあろうかと思うんですが、その辺り把握しとられるのがあれば。

議長（川上守）
答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）
場所につきましては、道の駅という特定ではございません。町内に欲しいという声は多く聞いております。その中で設置する場所はどこがいいのかっていうのを考えまして、道の駅の場所のほうが、あそこの場所が一番有効的じゃないかということでそちらのほうに予定地としてさせていただいております。

議長（川上守）
山本安雄議員。

議員（山本安雄）
先ほど住民の生活環境だとか、地域防災、それから児童・生徒のいろんな買い物だとかということが説明されたんですけれども、それを踏まえてその道の駅だというところになかなかつながりにくいかなと思うわけですけれども。
それで、住民の声としてもその場所を特定したということではないという中で、決定されたその経緯っていうのが、もう少し明らかにされるものはないんでしょうか。
例えばほかの場所だったら、先ほど町長が説明された中でこの機能が劣るよとかいうものがあるんならば、そういうようなこともお尋ねをいたします。

議長（川上守）
答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）
道の駅にした経過でございますが、やはりいろんな場所を考える上で、やはり駅周辺の場所がいいということ、それで、道の駅とコンビニというのはいろんな地域で共存しております。それなりの相乗効果があるという点。
もう１点は、道の駅若桜の場合は避難所になっております。それで併せまして、先ほど申しましたように地域防災上、やはりそういう役目も担っていただきたいという思いがございまして、道の駅の敷地内にさせていただいております。

議長（川上守）
山本安雄議員。

議員（山本安雄）
そういう検討でということだったんですが、今年度の予算で、敷地検討の予算が計上されとったわけですけれども、それはこのたびの補正で減額されたということでもあるわけですけども、そういう中での検討というものはされなかったという理解でいいんでしょうか。その予算の中での検討というのはなかったと、そのほう全額が削除されているわけです。

議長（川上守）
　答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）
　今、道の駅の上手の田んぼの話だと思うんですけども、違いますか。

議員（山本安雄）
　いいです。具体的にどこことは聞いていませんが、予算書や説明資料の中では敷地内という、敷地という文言がありまして、具体的に田とか畑とかということは、我々は承知しておりません。

議長（川上守）
　答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）
　敷地内というか、多分予算のときに説明のほうさせていただいておりますけども、その場所については。その場所を拡張してという思いもございまして、そこの測量設計の予算を上げさせていただきました。
　それで、やはり敷地内に建物を建てるということは駐車場域が狭くなるということがございまして、そのことを配慮しながら測量設計の予算を上げさせてもらったんですけども、あの土地は国交省の土地が半分ございまして、国交省等と協議をする中で拡張しなくても、その敷地内で駐車場の確保ができるということが１点と、あそこを拡張した場合には、どうしても用地を埋めたり、いろんな工事が出てまいります。
　そういう関係で、そういう拡張をしなくてもできる範囲内で建てられるということであれば、その部分についてはもう予算は執行しないということで今回落とさせていただいた経過がございます。

議長（川上守）
　山本安雄議員。

議員（山本安雄）
　それと防災の拠点ということで、確かにあそこは国交省にああやって発電やったり、緊急用のトイレだったりというところでお願いしているところで、まさにそのとおりではあるんですけれども、この防災拠点というものがどういう、このコンビニがですよ、例えばどれぐらいの広さなのか、防災としてどの機能を果たすということを想定されておりますか。

議長（川上守）
　答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）
　まだ業者決まっておりませんので、細かいことは、打ち合わせはしておりませんが、一般的に協定のほうを結ぶということで、中にあります飲食、そういうものを避難して来られた方に提供していくというようなことが主なことになると思います。

議長（川上守）
　山本安雄議員。

議員（山本安雄）
　行政が決定してからというところ、この３番目のことと関連するんですけども、そこでここはまた確認させていただこうと思います。
　２番目の質問になるんですが、公設民営ということで、説明資料を見ますと公設民営でコンビニチェーンから設置の提言があったということもありましたし、先ほどもありましたアンケートでというようなこともありました、町民の。それで、アンケートのほうについては、まだ集計してないのでという答弁ではあったんですけれども、コンビニチェーンから公設であの場所にという提案があったと

いうことが選択理由には、多分これだけの理由ではないんだろうなと思いますが、町長の答弁求めます。

議長（川上守）
山本議員、２番の質問でいいんですよね。はい。答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）
公設民営という手法を選択された理由を伺いますということでございますが。
先ほども述べましたが、本町がコンビニ誘致を検討してから長い年月が経過しております。平成２７年度に作成した若桜町総合戦略にも、具体的施策として「公設民営によるコンビニエンスストアの設置」と明記しておりましたが、今日まで実現することができておりません。
その間、民間でのコンビニ出店等の話が浮上していたこともあったと認識はしておりますが、やはり今日まで実現しておらず、近年ではそのような話は全く聞こえなくなってまいりました。
また、前町長がご在任中に、某コンビニチェーンから若桜町へのコンビニ整備についてのご提案をいただいたと記憶しております。このときのご提案の内容が、まさに公設民営でのコンビニ整備というものでございました。
その後、ほかのコンビニチェーンからのご提案もございましたが、やはりいずれも若桜町のコンビニ進出には、公設民営方式が前提条件となったものでございました。地域条件などから考えて事業リスクが高く、民間企業としては多額の建設費を投じてまでの事業化は難しいとの判断をお聞かせいただきました。
もちろん行政主導の公設ではなく、民間が主体で事業を行うための補助金方式や、他の支援策でのコンビニ進出の可能性についてコンビニ事業者との意見交換も行いましたが、やはりリスク回避の観点から現実的には難しいという判断をするに至っております。
私もいろんな場所でこの公設民営の話もさせていただきました。コンビニはこの地域にとって大きな役割を担う施設になると考えておりますし、町民の皆さんも期待しておられる施設であるという部分もあるというふうに思っております。
そのため、ぜひこの総合戦略にあります５か年間の間に実現させたいなという思いもございました。そのような状況を踏まえまして、来年度に公設民営方式での事業着手を決断いたしまして、今回の議案として提出させていただいた次第でございます。

議長（川上守）
山本安雄議員。

議員（山本安雄）
町長、リスクが高いと言いながらあそこにやる。それでは補助金等々のことも考えていかないといかんというようなことじゃなかったんですか。

議長（川上守）
ちゃんと質問の趣旨を。

議員（山本安雄）
コンビニを設置するのにリスクが高いと、さっきおっしゃったと思っているんです。じゃあ、具体的に高いリスクというものはどのようなものと判断しとられる。

議長（川上守）
答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）
先ほどございました事業リスクがございます。業者側から見た事業者リスクというのは、やはり地域条件であったり、そういう様々なものを鑑みながら試算をされるわけです。

　それで、その中でやはり一番大きな部分が建設費用であるということでございまして、その部分をどういう形でか、町のほうにお願いできんだろうか、それが先ほど言いましたように公設民営方式、または補助金方式、またはそれ以外の支援策などでいろいろ検討した結果、公設民営がいいんではないかというふうに選択をさせていただいております。

議長（川上守）
　これで、山本安雄議員の一般質問を終了します。

午前１２時２０分　　休　憩

午後　１時３０分　　再　開

議長（川上守）
　休憩前に引き続き、会議を再開します。一般質問を許します。６番、前住孝行議員。

議員（前住孝行）
　改めましてこんにちは。インターネット中継でご覧の皆さん、６番、前住孝行です。
　先日の１２、１４日と氷ノ山アルペンスキー大会が開催されました。この大会は全日本スキー連盟公認のポイントレースで、西日本での最後の大会となります。今シーズン積み上げてきた実力の成果を発揮する大会で、東は滋賀県、南は宮崎県からと多くの選手が氷ノ山に来てくれました。
　あいにく第2リフトが雪不足のため、大回転競技が実施できず、回転競技の２戦となりましたが、県外からも手伝いに来てくださった役員さん方の協力のおかげもあり、とてもよい大会でした。スキー大会もコロナ対応のガイドラインどおり実施され、開・閉会式、表彰式の未実施、選手、役員等の体温チェックなどの表の提出など、そのガイドラインに沿った運営が行われました。
　地元選手も活躍していて、優勝まであと少しの選手もありました。こうしてみんなでつくり上げる大会、イベントの開催は、コロナ禍でも人と人をつなげる機会になることを改めて感じた週末でした。これからもさらにつながりの輪が広がることを期待しています。
　それでは通告しております２点について、順に質問させていただきます。
　まずは１、人口減少対策についてです。コロナ禍で出生数が大幅に減少しているというテレビ報道がありました。ただでさえ少子化傾向にあるのに、コロナ禍で拍車をかけているようです。
　本町も同様の減少傾向にあると思われますが、出生数の現状とどのように推移しているのかお尋ねします。また、この現状と課題はどのようにお考えか、町長にお尋ねします。以上で壇上での質問を終わります。

議長（川上守）
　答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）
　本町の出生数の推移と現状、また課題についてのお考えを伺うとのご質問でございますが。
　本町の出生数は、最も古い数値として若桜町誌を見てみると、昭和２９年には２２０人でしたが、その後は年によって多少の微増減を繰り返しており、減少傾向で推移しております。直近の数値では、平成１０年から平成１８年までは２０人前後で推移しております。
　平成１９年から減少が始まり、平成２５年には過去最低の７人まで落ち込みました。その後は１０人台で推移しておりましたが、令和２年は平成２５年の７人を下回る、過去最低の６人となり、今後さらに減少が進めば、地域経済の衰退、地域コミュニティの崩壊などを招く恐れがあり、本町にとって喫緊の課題となっております。

出生数の減少には、様々な要因が考えられますが、若年層の減少とともに晩婚化、未婚化が考えられ、平成２７年の国勢調査によると、鳥取県や鳥取市の数値と比較して、男女とも全ての年齢区分において結婚率が低くなっており、出生数の減少に拍車がかかっている要因の１つとなっております。

このような中、本町としましては、結婚の推進や結婚後の住居への支援、さらには妊娠・出産期、または子育てに対する支援などが課題であると考えており、その対策としまして、新規で新婚世帯住宅支援補助金、婚活応援事業補助金、子育て応援給付金の支給などの取組を当初予算にも計上しているところでございますし、また、若い人の就労の場を創出していくための、特定地域づくり事業にも積極的に取り組んでまいるよう予定しております。

議長（川上守）

前住孝行議員。

議員（前住孝行）

このたびのその予算審査の中で、先ほど町長言われた事業等々､確認させていただいて、対策をされているなということは確認しているところであります。

それで、私も１１年前の、初めて議員にならせていただいたときの一般質問の一番初めが、この婚活イベントをというようなことを提案させてもらったことを思い出すんですけど、その後、東部４町や麒麟のまち等でいろんなイベントをされていて、それで、その面ではありがたいなというふうに思っとるところであります。

また、この予算審査の中でちょっとよう質問せんかったんかもしれませんけど、国や県がまた不妊症や不育症の支援っていうようなことを考えておられるということを聞いとりまして、その辺が町にも下りてきているのかどうかということをちょっと確認しなかったんですけど、その辺り、ちょっと細かい話になるかもしれませんが、お尋ねします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

担当所長が答弁いたします。

保健センター所長（山根葉子）

はい、保健センター所長山根です。先ほどの県の不妊・不育治療の助成の分ですが、はい。拡大されるように聞いておりますし、町としましても、もともとから県の補助事業に上乗せ助成という形で助成をしておりますし、３年度もそのように予算要求をしているところです。

議長（川上守）

前住孝行議員。

議員（前住孝行）

すいません。予算審査のときに確認しなかったので、どうだったかなということでちょっと確認させていただきました。この辺もまた出生数の絡みに、対策にはなるかなというふうに思いますので、引き続きお願いしたいなというふうに思っているところです。

では、２番のほうに移りたいと思います。今年度さらに強化された高校生通学助成、本当に保護者としても助かっています。本町の子育て支援は充実しています。

それで、以前も同様の質問をさせていただき、よいパンフレットができたことを確認しております。本町で子育てをしたいと思えるよう、町内外に向けて子育て支援のＰＲをさらに考えていくべきだと考えますが、町長の所見を伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

本町で子育てをしたいと思えるよう、町内外に向けて子育て支援のＰＲをさらに考えていくべきと考えますが、所見を伺いますとのご質問でございます。

本町では、若い世代が子育てしやすい、暮らしやすい町となるよう、妊娠・出産期から大学期までの、切れ目のない子育て支援に力を入れております。出産祝金の支給、わかさこども園の保育料無償化、学校給食費の２分の１補助、高校生への通学費助成などの金銭的な支援のほか、子育て中の悩みや不安に対する相談支援、一時保育事業や病児・病後児保育事業などの子育てと就労の両立に配慮した支援を行っております。

また、保護者だけではなく、ブックスタート事業､総合型スポーツクラブでの体力支援、小・中学生対象の学習支援教室など、子どもの成長段階に応じた様々な取組も行っております。

これらの支援策や取組は､｢若桜町子育て応援ガイド」に取りまとめ、母子手帳の交付の際にお渡ししたり、役場内の保健センターに配布し､誰でも見ていただけるようにしたり、町民からの問い合わせに対して説明用として使用するとともに、県外での移住定住相談会で、あるいは移住定住・交流センターを訪れた方へ配布するなどしてまいりました。

ただ、作成部数が５００部と少ないため、町内の子育て中の全てに行き渡っていないのが現状でございます。移住定住・交流センターによりますと、過去５年間にセンターを利用して県外から本町へ移住された方は２８世帯７３名、うち、子育て世帯は１５世帯５６名とのことであり、子育て支援策による一定の効果は出ているものと考えております。

本町の子育て支援策を、町内外の子育て世代の方に「子育てをするなら若桜町で」と思っていただけるようにするためにも､今後は、こども園の保護者の方に配布、公共施設等に設置、また、継続的な移住相談会への参加などにより引き続きＰＲを図ってまいりたいと考えております。

議長（川上守）

前住孝行議員。

議員（前住孝行）

ホームページにもちゃんと子育て支援の項目もあったり、また、その上は移住定住の項目もあって、それで、そこから入って見に行きやすい表紙というか、トップページではあって入るんですけど、そこ、入ったらもう活字ばっかりなんですね、それで、すごいたくさん支援があるので、だあって書いてあるんですけど、僕的にはちょっとあんまり入ってこないというようなことで、それで、一番上のところに子育て応援ガイドのパンフレットのＰＤＦというか､絵が写ったやつがあって、そこを見たら本当にちょっと挿絵というか、パンフレットなのでとても見やすいものになっていって、とてもそういうのがちょっとぱっときたらいいなとか思ったりもしたんですけど、ちょっとした何か表紙のところが出ていたりとか、思いました。

それで、その子育て応援ガイドも２０１９年版ということで、先ほど５００部ということでしたけど、ありました。それで、もう２年前なんですけど、本当今年もたくさんの支援が増えております。

そういったことを年々ですけど、やっぱり１年遅れればまたちょっと違ってくると思いますので、再々そういったことも細かく情報提供していただけたらなということ。

また、山根議員も結構言われたと思うんですけど、ＳＮＳでの発信というか、やっぱりホームページだとアクセスしにいかないと見

えんのですけど、今こういう情報それこそパンフレット掲示しました、見てくださいみたいなフェイスブックとかでやられても、そしたら見に行ったりもするのでそういうやり方もありかなというふうに思いました。

　また、僕自身が動画で宣伝すればいいんかもしれませんけど、多分あんまりよくないと思いますので、そういった動画で何か保護者の声みたいな、いうことも最近は本当動画ばっかりですから、そういったことで移住定住の動画はありましたけど、あれ、本当にいいと思います。また、そういった子育て支援の動画とかにも広げていかれればいいかなというふうに思ったりもしております。

　また､若桜学園のホームページがすごい今、細かく日々の様子を紹介してくださっていて､たまに見るんですけど、すごいやっぱり学園の取組がすごくよく分かって、今こんなことをしているんだというのが分かってとてもいいと思います。

　やっぱりそういって、どっからでもその取組が見られるというのはやはり子育て支援やっていて、それがＰＲにつながるというふうに思ったりもしますので、ぜひともこの辺を強化していただけたらなというふうに思いますが、そのこともちょっとようけ言いましたが、町長所見がありましたらお願いします。

議長（川上守）

　答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

　前住議員のおっしゃるとおり、ＰＲの仕方でございますが、やはり広報紙だけでは弱いというのも重々承知しております。やはり今の時代ですので、ホームページもやはりなかなか見に行く方が今、減ってきておられるということでございます。

　やはりＳＮＳの活用というのは、やはりしっかり考えて、ただ、多くの情報を一遍に出すことはかなり難しいんで、少しずつでも、一つひとつでも細かく細分化した中で、ＳＮＳを活用した中の情報提供、また、動画の場合は秒数がどうしても限られてきたりしますので、そういうのにあったものができるかどうか、これはちょっと検討させていただきたいというふうに思いますが、できるだけこういうものを使って、特に若桜学園とのホームページとのリンクなんかもそうなんですけども、一緒にいろんなものがつながっておる中でのＰＲというものを、やっぱりやっていく必要があるというふうには思います。はい。

議長（川上守）

　前住孝行議員。

議員（前住孝行）

　次のことにも関連すると思いますね、３番に行きたいと思います。南海トラフ地震やコロナ禍も影響して、本町に移住したいという家族は増えていると感じています。受け入れる体制の場と体制整備として住居というのは重要であります。

　その一つとして、新町に購入された土地を宅地造成地としてＰＲしていくべきだと考えますが、所見を伺います。

議長（川上守）

　答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

　コロナ禍等により、本町に移住したい家族は増えていると感じており、受入態勢として新町に購入した土地を宅地造成地としてＰＲしていくべきだと考えるが、所見を伺いますとのことでございますが。

　コロナ禍により都市部の人口動向にも変化が生じており、東京都では１９９７年以降、年間の転出入動向は一貫して転入超過でありましたが、東京都総務局統計課資料によりま

すと、令和２年２月より令和３年の２月の人口が減少となっている状況でございます。コロナ感染拡大で、密を避け、地方への関心が高まったこと、テレワークの進展等が背景にあると考えられます。

さて、新町に購入した土地については、かねてより活用方法の検討が課題となっているところでございます。現在も具体的な用途については定まっておりません。

ご質問のように住宅造成地としての活用も考えられますが、移住者の場合ですと、いきなり住宅を建てるというのは非常にハードルが高く、どちらかというと賃貸住宅の需要が高いと感じるため、賃貸住宅整備なども考えられますし、賃貸住宅の種類としても一戸建てタイプやアパートタイプなど、様々な種類が考えられます。

コロナ禍の影響等も考慮した住居整備の必要性は感じておりますが、若桜への移住や定住を考えている方のニーズや費用対効果を考慮しつつ、新町の土地に限らず、ほかの町有地や空き家の活用も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（川上守）

前住孝行議員。

議員（前住孝行）

移住定住センターのホームページがこのたび新しくできたということを執行部の説明で聞いて、僕も見させてもらって、こういうあそこの土地が、あの家が売りに出ておるんだというのも、今、拝見させていただいとって、それで、それがまた町のホームページからもいけるようにちゃんとなって、その辺のリンクはできていて、とてもいいなというふうに思っているんですけど。

やっぱりこれまで新町の宅地造成で買ったんですけど、そこはなかなか動かないということでちょっとこういった質問させてもらっておって、それで、このたびの予算審査の中で、先ほど町長が言われました「新婚世帯住宅支援補助金」というのもいいことだというふうに思っております。

それで、その審査の中では５年縛りとか、何かちょっとすぐに残念ながら離婚されてみたいなことになったときに、そういう何か補助金もらったのに出ていくというようなことがないようなことを言わせていただいたんですけど、また、その補助金などが使えるようにこの造成地でと思って質問させていただいているとこです。

じゃあ、もう４にいきます。また、赤松団地造成地も完売したと聞いています。新たな若者向け住宅整備や賃貸住宅などの考えについて伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

新たな若者向け住宅や賃貸住宅などの考えについてお尋ねしますとのご質問でございますが。

若桜町には民営の賃貸アパートがないため、若者向け住宅や移住者向け空き家活用住宅は、人口減少対策として非常に重要な役割を担っており、退居後の修繕を行っている若者向け住宅１軒を除き、満室の状態であり、人口減少対策としての効果が表れていると認識しております。

しかしながら、平成３０年度までの移住相談員による調査においても３００軒以上の空家が発生していることを確認しており、若者住宅等の安価な賃貸住宅を闇雲に増やすことは、空家の増加や集落の空洞化を加速させることが懸念されますので、空家の活用と併せて取り組んでいく必要があると考えております。

本年度においても、移住者向けの空家改修

補助に加え、町内の方でも利用可能な空家改修補助金や空家をゲストハウスやシェアハウスとして整備する場合の補助金を新たに設け、合わせて３軒のご活用をいただいているところでございます。

また、当初予算にも計上させていただいておりますが、鳥取公立環境大学との連携によりシェアハウスを整備し、若者が居住するというような、新たな活用方法についても検討しているところでございます。

先の質問でも答弁させていただきましたが、住宅整備の必要性は感じているところであり、住宅需要の多様性も考慮しながら、若者向け住宅や賃貸住宅整備についても前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（川上守）

前住孝行議員。

議員（前住孝行）

シェアハウスのこととか、あと、もう答弁の中にありました。どうしてもシェアハウスとかになると、やっぱり一時的なことになるけど、そこから発展させていくような仕組みにしないといけないのかなというふうに思ったりします。

また、おためし住宅のこともあって、最近はあんまりちょっとどんな状況かというのを確認はしてないんですけど、そこからの定住というののつながりというのも必要なんかなというふうに思います。本当に今がこのコロナ禍の一番、コロナ禍で不自由なことはあるんですけど、もう本当に、チャンスと捉えて、若桜に定住してもらえるような施策になるようにできたらなというふうに感じているとこです。

本当に若桜町頑張っとるなという声を私自身すごい聞いて、うれしい限りではあるんですけど、このような声を拡げていって、プラスイメージの発信というか、そういったところを頑張っていきたいなと私自身も思っているとこです。

では、大きな２番に入りたいと思います。２、エンディングプランサポート事業の導入についてです。安全安心を目指す本町として、住民の孤独死や孤立死はあってはなりません。緊急情報カードの普及は伺えますが、その対象は限定的です。

町内での孤独死や孤立死の事例が過去５年でどの程度あるのか。また、全国的には引取手のない「無縁遺骨」が増加し、市町村が対応しているということですが、本町での実績はここ数年であるのかお尋ねします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

町内での孤独死や孤立死の事例が過去５年でどの程度あるか、また、全国的には、引取手のない「無縁遺骨」が増加し、市町村が対応しているが、本町での実績がここ数年であるのかとのご質問でございますが。

まず、「孤独死」という言葉は明確な定義がなされていないものの、「大辞林」では「誰にも看取られず死亡すること、特に一人暮らしの高齢者が自室内で死亡し、死後しばらく経って初めて遺体が発見されるような場合についていう」と記載されています。

また、「孤立死」は、厚生労働省が平成２４年５月に発出した通知において、「地域で亡くなられたことに近隣の方々が気づかず、相当日数を経過してから発見されるという、いわゆる孤立死」と定義されています。

この定義に基づきますと、本町では過去５年で孤独死や孤立死に該当される方はございません。独居の高齢者が自宅において、何らかの病気により亡くなり、近所の方の通報で発見されたケースは過去５年間で６件ございますが、いずれも推定の死亡時刻から数時間

から３日程度で発見されております。
若桜町では、高齢者世帯等の見守りと生活支援を目的に、配食サービス事業等を行っているほか、近所の方が最近顔を見ない、新聞がたまっている等の異常に気づかれた場合は、すぐに役場や社会福祉協議会に連絡をくださる等、地域との「つながり」や「見守り」のできる関係性ができているため、孤独死、孤立死には至っていないものと思っております。
また、死亡後、遺骨の引取手がいない「無縁遺骨」についても、ここ数年間の実績はございません。

議長（川上守）
前住孝行議員。

議員（前住孝行）
孤独死、孤立死の事例が過去５年でゼロ、無縁遺骨の実績もゼロということを聞いて安心しました。６件の、数時間から３日で発見されたということで、この辺りは支え合いでカバーしていかんといけんところなんかなというふうに思っています。今時点では０件ということでいいんでしょうけど、やっぱりこの孤独死や孤立死というのは、若い人でも一人暮らしだったら起こる可能性もあることです。
緊急情報カードっていうのは、対象が限定的なんですけど、６５歳以上の、すいません、そこまではよく調べてないんですけど、ですけど、若い人でもあり得るということで、そういった方々にも、そういった取組が拡げられないのかなというふうに思うんですけど、その辺りについてはどうでしょうか。

議長（川上守）
答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）
今のカードについてはやはり高齢者対象にしてさせていただいておりますが、必要があるのであれば、それについては検討を、一回協議をさせていただきたいというふうに思います。

議長（川上守）
前住孝行議員。

議員（前住孝行）
ぜひともこういった取組がされているということも全町民が知っておくのもありかなというふうに思います。
この質問を考えたのは、昨年度に若葉団地でもそのような近い事例があったので、そういう場合にどう対処するんかなというのがあっての質問になっております。
こういった「孤立死」や「孤独死」、また「無縁遺骨」というのがないというのは理想でありますが、都心部ではあるのが現状です。何らかの形、ないのがいいんですけど、あったときにしっかりと対応できるような準備っていうか、体制づくりが必要ではないかなというふうに思って述べさせてもらっております。
何かちょっと噂話では、その話をこの後、聞かせていただけるということなので、しっかり聞いておきたいなというふうに思っております。
では、続きまして２番のほうに移ります。兵庫県高砂市などでは、ご自身の葬儀、納骨等について、葬祭事業者と生前に委託契約し、その契約が円滑に履行されていることを行政がサポートするという「エンディングプランサポート事業」に取り組まれています。こういった事業を展開してはと考えますが、所見を伺います。

議長（川上守）
答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

兵庫県高砂市などではご自身の葬儀、納骨等について、葬祭事業者と生前に委託契約し、その契約が円滑に履行されることを行政がサポートするという「エンディングプランサポート事業」に取り組まれていますが、こういった事業の展開をしてはと考えますが、所見を伺いますとのご質問です。

高砂市では、６５歳以上の一人暮らしで、月収や預貯金等が一定条件以下の身寄りのない方などを対象に、エンディングプランサポート事業が実施されています。

これは、ご自身の葬儀や納骨等について、葬儀社と生前に委任契約し、その契約が円滑に履行されることなどを市が支援する事業で、希望により、延命治療の意思も市と葬儀社が保管するなど、身寄りのない高齢者の終活を支援することで、人生最後の悩みを解決し、安心して人生を送れるようにするものでございます。

本町において、６５歳以上の希望者を対象として、緊急時の連絡先を登録する「緊急情報カード」の取組を行っておりますが、独居高齢者の 96％は親族の連絡先を登録されており、緊急情報カード未登録の方のうち、親族の有無を把握していない方については、包括支援センターと保健センターが連携して見守り支援を行っているところでございます。

また、県東部の１市４町で取り組んでおります、東部地区在宅医療・介護連携事業において、終活支援も併せたアドバンス・ケア・プランニングの普及啓発を行っております。アドバンス・ケア・プランニングとは、将来の治療、療養や人生の目標等について、本人・家族と医療・介護従事者等があらかじめ話し合うことをいいます。

本事業では、終活支援と合わせ、人生の最終段階においてどのように過ごすのか、また、葬儀やお墓のことなどについて、自分の思いや考えを家族や周囲の支えてくれる人たちと話し合い、書き留めておく終活支援ノートを作成しております。

若桜町においても、この終活支援ノートを活用して、老人クラブや民生委員等の会合において普及啓発を行っているところでございます。

このほか、法テラスの「福司サポートナビ事業」を活用し、身寄りのない方や収入のない方などからの相談に乗る包括支援センター、保健センター、ケアマネージャー等の支援者が、弁護士から専門的なアドバイスを受けられる体制を整えており、相談を受ける支援者のスキルアップにも努めております。

若桜町では、身寄りのない方はほぼおられないこと、アドバンス・ケア・プランニングや終活支援の普及啓発を進めており、不安のある方には、包括支援センター職員をはじめとした支援者が相談に応じる体制をとっていることなどから、現時点では高砂市のような「エンディングプランサポート事業」に取り組むことは考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

前住孝行議員。

議員（前住孝行）

よく実態を知らずに提案をしていたかもしれません。私の父親もそろそろそういったことを考えなくてはいけない時期にはなってきていると思うんですけど、息子の自分から、なかなかそういうことも言えるあれでもなくて、近いからこそあんまり言いにくい部分なんですけど、そういった民生委員さんや老人クラブとかのところから、そういった情報を得て、そういった取組が普及をしているということを聞いて、ちょっと私自身も安心したところであります。

その終活のところで、僕自身が言いたいところとしましては、併せて、今、身寄りのない方というか、親族と、身寄りのない方とい

うのはないということで、そのほうがいいことなんでいいんですけど、もしそういう方があったときに、土地とか、山、屋敷などをどうするかっていうことなども相談を受けておけば、それこそ地籍調査とか何かあったときに、そういったのが手掛かりになったりするんかなというふうに思ったもので、こういった提案をさせてもらっているところです。

それに代わる「アドバンス・ケア・プランニング」や「終活支援ノート」ですか、というようなこと、また、法テラスの専門的な知識の研修とかというようなことをされていることを知って、安心しました。

本当に、ちょっと心ここにあらずの質問になっておりますが、午前中のやり取りでも、本当に行政の取組について、町民の反応が大きくあり、開かれた議会になってきたなというふうに感じております。

議員の責務は町民の声を行政に届けること、このことは今まさに実感させていただいています。様々な声を基に、貴重なご意見を否定するのではなく、参考にさせていただきながら、自分の意見をしっかりと持ち、なぜそんな考えになったのかが説明できる議員になりたいと、今、思っております。

以上で質問を終わります。

議長（川上守）

これで、一般質問を終結します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後　２時０８分　　散　会